令和８年３月第１回

宇佐・高田・国東広域事務組合議会定例会

会　　議　　録

令和８年３月第１回宇佐・高田・国東広域事務組合議会定例会会議録

○議事日程

令和８年３月１４日（土曜日）　午後３時００分　開会

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　諸報告

日程第４　議案一括上程（議第１号～議第４号）

日程第５　提案理由及び議案説明

日程第６　一般質問

日程第７　議案審議（質疑・討論・採決）

○会議に付した事件

決議第１号　安田幹事の言動に対して検査を実施する決議

決議第２号　管理者に対して、正副管理者会議の協議結果の検査を実施する決議

○出席議員（１１名）

１番　水脇純一	２番　吉田泰秀
３番　川谷光紹	４番　多田羅純一
５番　辛島光司	６番　永松　　郁
７番　河野徳久	８番　安東正洋
９番　菅　　健雄	１０番　宮園正敏
１２番　丸小野宣康	

○説明のため出席した者の職氏名

管理者	佐々木敏夫	副管理者	後藤竜也
副管理者	松井督治	会計管理者	奥野博文
事務局長	重見英樹		

〇事務局出席職員職氏名

課長　萱 島 洋 人　　係長　竹 本 正 史　　書記　木 村 幸 二

〇議事日程

令和８年３月２４日（火曜日）　午後６時００分　再開

日程第１　諸報告

日程第２　議案一括上程（議第１号～議第４号）

日程第３　提案理由及び議案説明

日程第４　一般質問

日程第５　議案審議（質疑・討論・採決）

〇会議に付した事件

議 第 １ 号　令和７年度宇佐・高田・国東広域事務組合会計補正予算(第４号)について

議 第 ２ 号　令和８年度宇佐・高田・国東広域事務組合会当初予算について

議 第 ３ 号　宇佐・高田・国東広域事務組合一般廃棄物処理施設条例の一部改正について

議 第 ４ 号　宇佐・高田・国東広域事務組合監査委員の選任について

〇出席議員（１２名）

１番　水 脇 純 一	２番　吉 田 泰 秀
３番　川 谷 光 紹	４番　多田羅純一
５番　辛 島 光 司	６番　永松　　郁
７番　河 野 徳 久	８番　安 東 正 洋
９番　菅　　健 雄	１０番　宮 園 正 敏
１１番　森　　正 次	１２番　丸小野宣康

〇説明のため出席した者の職氏名

管 理 者	佐々木 敏 夫	副管理者	後 藤 竜 也
副管理者	松 井 督 治	会計管理者	奥 野 博 文

事務局長　　重　見　英　樹

〇事務局出席職員職氏名

課長　萱　島　洋　人　　係長　竹　本　正　史　　書記　木　村　幸　二

〇会議の経過

午後３時００分　開会

安　東　議　長	皆さん、こんにちは。 ただいま、出席議員は 11 名で、地方自治法第 113 条の定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。これより、本日をもって召集されました令和８年３月第１回宇佐高田国東広域事務組合議会定例会を開会いたします。議事日程は、お手元に印刷配付の通りでありますので、朗読を省略いたします。地方自治法第 121 条の規定により、管理者他関係者の出席を求めましたので、ご了承願います。日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第２条の規定により、準用する宇佐市議会会議規則第 88 条の規定により、議長において、2 番吉田泰秀君。3 番川谷光紹君を指名いたします。日程第 2、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は本日１日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日１日間と決定いたしました。日程第 3、諸般の報告を求めます。事務局長、重見英樹君。

重見局長	事務局長の重見でございます。諸般の報告について、ご報告申し上げます。報告につきましては、配付資料の通りでございます。ご了承願います。以上です。
安東議長	日程第４。
辛島議員	動議です。
安東議長	動議。
辛島議員	はい。
安東議長	はい。どうぞ。
辛島議員	議席番号 5 番、辛島でございます。動議の提出をしたいと思います。まず 1 つが、安田幹事の言動に対する検査を実施する動議。そして、管理者に対して、正副管理者会議の協議結果の検査を実施する決議でございます。暫時休憩を求めます。
河野議員	議長。議事進行をお願いします。
安東議長	はい。7 番、河野徳久君。
河野議員	私は 7 番河野徳久であります。今、あの、辛島議員。要は、この議会の副議長もされております。これは 10 月 7 日。それから、12 月 25 日のこの議会においてのことの継続かと思われます。これから出る動議は。ところがですね、12 月 25 日に辛島議員は一般質問をしております。その中で、地方自治法 98 条、100 条について、私は辛島議員の議事録を読み上げたいと思います。というのは、自治法ですから間違った表現をすると、とんでもない方向に行きま

すので、大変すいませんけど議事録を読ませていただきます。はい。私たち議員はですね、地方自治法98条、100条で調査権がございます。この調査権は、行政の全事務事業に対して調査する権利を有してございます。立ち会いに関して、私たちが不当な圧力等をかけると、それはまた別ですけども。それはよくないことです。立ち会うこと自体は、調査権の中に含まれております。ですので、私たちは立ち会いを希望して、認められたという認識でございます。その議員。要は立ち会っているだけの議員の前で、その検査のあり方が変わるということはありえないんですよ。その見解についてお伺いいたしますと、述べられております。私は、地方自治法98条。議会は、検閲、検査及び監査の請求ができる。100条においては、議会は調査ができると解釈しております。調査ができる。『議員は』と『議員とは』ではね。『議会』と『議員』では、大変な大きな見解の相違があるわけでございます。要するに、辛島議員の考え方は、自分が行けば、ましてや宇佐市の議長をされてる永松議員と2人で検査の場に行って、事務局を混乱させておるわけです。だから、文字の中にありますけどね。おどしをかけちょんでも何でもない。ただ立ち会ってるだけ。もうこれは、そこに行ったことがおどしの一種になるんですよ。そして、調査権の考え方に私と違いがあります。議長。事務局と私があってるのか、辛島議員があってるのか、調査してください。そして、そのあとに、もう一度発言をお願いいたします。

安東議長　はい。

辛島議員　議長。

安東議長　待ってください。今の7番、河野徳久議員から質疑が出ましたけど。議事進行が出ましたけど。私もこれは大変、地方自治法の中で、十分知っておかなければならない案件だなというふうに思っております。よってですね。今の案件について、事務局に調査させ

ますので、しばらく休憩いたします。

辛島議員　議事進行。

安東議長　休憩します。

辛島議員　中身をね。議事進行は、ちゃんと受けてもらわないと困ります。

安東議長　え。

辛島議員　議事進行は、ちゃんと受けてもらわないと。それは、おかしい。だめです。

安東議長　受くる、受けんは、私が決めることじゃないんかい。

辛島議員　議事進行はだめです。議事進行は、ちゃんと聞かないとだめですよ。議長として。それは却下できませんよ。

安東議長　はい。じゃあ、どうぞ。

辛島議員　はい。5番辛島でございます。河野さんが今おっしゃったことは、おっしゃったことで今議長が、また別で調査すると。それはそれで結構です。私のこの決議に関する動議は、また別の動議ですので、この動議や動機として取り扱いをしないと、議会での運営としてはおかしなことになりますので。これは、これで提出をちゃんと認めていただいて、この件はこの件で、議会として取り図らないとおかしいと思いますので、それも含めて暫時休憩して、いただきたいと。

安東議長　先ほどの動議に複合していますね。

辛島議長　はい。

安東議長　先ほど動議を出した、それに複合してますね。

辛島議員　そうです。そうです。その取り扱いです。なので、暫時休憩してもらって。

安東議長　休憩いたします。その間に配布をお願いします。

休憩　午後３時０７分

再開　午後４時４０分

安東議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。本日の会議時間は、あらかじめこれを延長いたします。議事進行についてを、局長に発表させます。

重見局長　はい。

安東議長　はい。局長。

重見局長　事務局長の重見です。先ほど５番、辛島議員からの動議の後に、議事進行で 7 番、河野議員より地方自治法第 98 条と第 100 条では、議会なのか議員なのか事務局は調べてくださいということにつきましては、地方自治法第 98 条と第 100 条では、『普通地方公共団体の議会は』と記載されております。以上です。

安東議長　よございますか。はい。

河野議員　はい。議長。

安東議長　はい。７番、河野徳久君。

河野議員　7番、河野徳久です。私はもう1回だけは議長、議事進行で発言させてください。

安東議長　はい。どうぞ。

河野議員　『動議で出しません』という意味で、議事進行をもう一度だけお願いしたわけでございます。先ほども読み上げましたけど、検査の日に辛島議員さん、永松議員さんが、事務局の方に今日の検査に立ち会いたいということで行ったということは、もう一般質問で明らかであります。ただいま、局長からお聞きした地方自治法では、『議会』とあるというふうに私は判断しました。ということは、辛島議員と永松議員が検査の日に事務局に行って立ち会わせてください。議員には調査権がある、立ち会い権があるということは、1種の脅迫めいたおどしですよ。こりゃ。議員という肩書きを利用して。ほんで、地方自治法ね、わからないような人じゃないんです。大先輩で、宇佐市で優秀な方ですよ、2人とも。それは、地方自治法を間違ってね、事務局に急に現れて、議員には立ち会い権があるからちゅうてする。ほんで、第三者を巻き込んでって、最後は電話の録音記録を出せ、なんだとか言うてね。12月25日の議会は、混乱したわけですよ。私も最後まで黙って、その日は聞いておりました。私も恥ずかしい。今度、事務局から議事録をいただきました。広域議会のホームページを見ますと、全く1字1句違わないことが、ホームページで書かれております。間違った判断の宇佐市、高田、国東の広域議会の議事録が、全国に発信してるんですよ。で、これからまたいろんな事件が起こった時に、ホームページを開いた時には、この高田では、これが通っちょるからちゅうて、間違った議決をしていく可能性もあるわけです。やはり、こういうことは是正していかなきゃならん。それで、私は議長に議事進行でお願いしたわけでございます。私が調べた範囲では、普通議会では3日以内に出せば、懲罰権があるとかいろいろありますけど、この広域

議会においては、議会運営委員会もありませんし、委員会をつくることもありませんので、何ら私もただ言うだけです。辛島議員さんに考え方をお聞きすることもできないです。この本会議において。その点を考えた時にね。やはり、この議会。例えば、執行権者、副執行権者。ごめんなさい。正管理者、副管理者２人おられますけど。やはり、辛島議員さんの答弁に立ってるんですよ。間違った答弁に立ってるんですよ。私たちもそれを止められなかったのは悔しいです。だから、私が議事進行を無理にお願いしたのは、今回また、この件が出てきてます。これを審議するということは、大変な間違いをどんどん大きくしていくんですよ。やはり宇佐市の広域議会の方、高田、国東の議員十人でね。そして、執行権者も、やはり議会からの忠告を受け入れて、正しい議会運営に持ってった方がいいと思うんです。やはり、そしてホームページをね、これ私は今勉強した範囲では、修正する方法がないんですよ。しかしやはり知恵を出し合って、間違ったところは、削除するか何かにしないと、これはずっと生きていくんですよ。このホームページの議事録は。その点を私は申し上げて、私の議事進行を終わりたいと思います。議長どうもありがとうございました。

安東議長　いえ。どうもご苦労でございました。それから次にですね、辛島議員の安田幹事長の、幹事の言動に対する検査の実施する決議。地方自治法第98条の1項の規定により、次の通り協議結果の検査を行うものとするという文言で、6人の議員さんから同一に提出がございました。お諮りいたします。会議案を日程に追加し、議題とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立　6名）

はい。起立多数でありますので、日程に追加し議題とすることに決定いたしました。この際、日程の順番を入れ替え、直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と答える声あり）

ご異議なしと認めます。よって議題とすることに決定いたしました。安田幹事の言動に対する検査の実施にする決議案を議題といたします。提出者の説明を求めます。

辛島議員　はい。

安東議長　はい。辛島議員。

辛島議員　はい。ただいま、議長よりありました安田幹事の言動に対して検査を実施する決議でございます。宇佐市議会規則14条、同じく豊後高田市国東市の会議規則14条の規定により、別紙により決議案を提出させていただきます。検査1、検査事項、安田幹事の言動に関する事項。1点目、令和7年12月5日の完了検査に関する事務組合事務局職員への指示に関する事項。2点目、令和7年12月15日予定であった広域議会を25日に変更した経緯に関する事項。2、検査方法、1点目、関係通話記録の提出を求める。2点目、関係書類の提出を求める。3点目、関係各位の聞き取り記録を求める。3、検査期限、今回期中。提案理由。令和7年12月5日の完了検査において、検査員が合否を判定し公表すべきところ、安田幹事からの指示により保留したことが適切であったか確認する必要があるため。また、令和7年12月第5回定例会の日が当初予定の12月15日から25日に変更になったことについて、安田幹事等からの指示が適切であったのか確認する必要があるため。内容。令和7年12月定例会の一般質問において、完了検査に関して質疑応答が行われたが、執行部の答弁が不明瞭で疑義をあったことを受け、改めて調査を行い、議会に報告することを求めたが報告がありません。また、定例会の開催日日程変更の経緯に関して、変更に至った経緯が不明瞭であり、変更が適切だったのか疑義がある。ゆえに議会の調査権による調査を実施し、もって市民への説明を果たす。以上です。

安東議長　はい。これより議決案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と答える声あり）

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。これより決議案の討論に入ります。討論ありませんか。

河野議員　はい。

安東議長　河野徳久議員。

河野議員　7番、河野徳久でございます。私が先ほど議事進行で申しましたように、この辛島議員の動議、今日は成立しました。しかし、この動議によって、宇佐市の議会は恥ずかしい思いをしていくんですよ。だから、私はこの動議はね、もう、宇佐市の賛同議員さんも取り下げてですね。やっぱり、安田幹事さんですかね。の問題を取り上げる前に、自分たちの方が、法を犯して12月25日に一般質問をしてるわけです。しかし、先ほど辛島議員さんが申しましたことは、事務局にその内容を、書類を出させるということですが、これは法に合ってます。1議員であろうと何であろうと。しかし、一番の問題の12月25日に気が付いた一般質問の内容から私は推測すると、この問題はもうあまり深入りしないほうがいい。と私は考えますので、どうか皆さん、議員の皆さん、私の反対討論に賛成いただけますよう、お願い申し上げて私の討論を終わります。

安東議長　他に討論はございませんか。ございませんか。

辛島議員　はい。議事進行。確認させてください。

安東議長　はい、どうぞ。辛島議員。

辛　島　議　員　この決議案提出をして、先ほど起立を求められたのは、この決議を、決議に対して、賛成で立って可決、採決されましたよね。そのあとに、反対討論等が行われてるんです。それは、どういった整合性をちょっと説明してもらえますか。この反対討論があって、この後また採決。何の採決になるのかっていう。

安　東　議　長　総務課長。

総　務　課　長　はい。ただいまの辛島議員の質問にお答えいたします。先ほど、決議させていただいたものに関しましては、議事日程に追加するかどうかの決議でございました。以上でございます。

安　東　議　長　はい。辛島議員。

辛　島　議　員　議事日程。まずこれが採決されて、議事日程追加にならないと、順序としておかしいんだと思うんです。だから、先ほどの決議案提出されたことが採択されたって、おそらく皆とらえてるんですけども。反対討論をして、議事日程に追加することを、今から採決するっていうことんなるんすかね。そのための反対どうなんですか。

総　務　課　長　はい。

安　東　議　長　はい。総務課長。

総　務　課　長　お答えいたします。先ほどですね、6名の起立の方、賛成の方いらっしゃった分が議事日程に追加し、議題とすることに賛成を求めた分の決議になります。以上でございます。

辛　島　議　員　わかりました。

安東議長　他に討論はございませんか。

（「なし」と答える声あり）

討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、決議案を採決いたします。起立採決を行います。決議案に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立　６名）

安田幹事の言動に対して検査を実施する決議案。これは、先ほど賛成多数ということで採決されました。もう一つ、辛島議員の管理者に対して、正副管理者会議の協議結果の検査を実施する決議案の動議は配布のとおり、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。お諮りいたします。決議案を日程に追加し、議題とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立　６名）

はい。起立多数であります。日程に追加し議題とすることに決定いたしました。この際、日程の順番を入れ替え、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」と答える声あり）

ご異議なしと認めます。よって、議題とすることに決定いたしました。管理者に対して、正副管理者会議の協議結果の検査を実施する決議案を議題といたします。提出者の説明を求めます。

辛島議員　はい。

安藤議長　はい。辛島議員

辛島議員　5番辛島でございます。管理者に対して、正副管理者会議の協議結果の検査を実施する決議。宇佐市議会規則14条。同じく高田、国東市会議規則14条の規定により、別紙により決議案を提出します。地方自治法第98条第1項の規定により、次の通り事務の検査

を行うものとする。1、検査事項。プラント工事受注会社の過失により工期が 2 度にわたり遅延したことに対しての処分に関する事項。2 点目、供用開始が工期延長により半年遅れたこと、立地地区と周辺に不安が広がり、信頼関係が悪化していることに対して管理者の責任に関する事項。3 点目、今後の施設運営を円滑に進めるにあたり、管理者の交代に関する事項。2、検査方法。1 点目、正副管理者会議の議事録の提出を求めます。3、検査期限。今会期中。提案理由、プラント工事の工期を 2 度も延期した受注業者への対応が適切か確認するため。立地地区や周辺地区と広域事務組合との関係が悪化していることに対しての管理者の対応が適切か確認するため。今後の施設運営を見据えて、現管理者が管理者として適切か確認するため。ゆえに、議会の調査権による調査を実施し、もって、市民への説明責任を果たす。以上です。

安東議長　これより決議案に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と答える声あり）

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。これより、決議案の討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と答える声あり）

討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより、決議案を採決いたします。起立採決を行います。決議案に賛成の諸君の起立を求めます。

（起立　６名）

起立多数であります。よって、管理者に対して、正副管理者会議の協議結果の検査を実施する決議案は可決されました。しばらく、休憩いたします。

休憩　午後５時１４分

再開　午後５時１５分

安東議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。お諮りいたします。この際、会期の延長を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と答える声あり）

ご異議なしと認めます。よって、この際、会期の延長を日程に追加し、議題とすることに決しました。会期の延長を議題といたします。今会期は本日までと議決されておりますが、議事の都合により、会期を令和８年３月31日まで延長いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」と答える声あり）

ご異議なしと認めます。よって会期は、令和８年３月31日までを、延長することに決しました。お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて、延会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」と答える声あり）

ご異議なしと認めます。よって本日はこれにて延会することに決しました。本日はこれにて延会いたします。大変ご苦労でございました。

（延会）午後５時２０分

（再開）３月２４日　午後６時００分

安東議長　皆さん、こんばんは。ただいま出席議員は12名で、地方自治法第113条の定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。あらかじめご通知申し上げましたように、会議規則第２条の規定により準用する宇佐市議会会議規則第９条第２項の規定により、会議時刻を繰り下げ、これより令和８年３月、第１回宇佐高田東広域事務組合議会定例会を再開いたします。議事日程は、日程第１に、諸般の報告を求めることを追加しておりますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と答える声あり）

ご異議なしと認めます。よって、日程第1に、諸般の報告を求めることを追加することと、決定いたしました。地方自治法第121条の規定により、管理者他関係者の出席を求めましたので、ご了承を願います。日程第1、諸般の報告を求めます。事務局長、重見英樹君。

事務局長

事務局長の重見でございます。報告させていただきます。まずは、安田幹事の言動に対して検査を実施する決議に対する報告。令和8年3月14日付で提出されました決議案に関しまして、検査を求められた2項目について、検査方法にて求められた書類等を報告いたします。1項目め。令和7年12月5日の完了検査に関する事務組合事務局職員への指示に関する事項についての検査方法。『関係通話記録の提出を求める』につきましては、別紙の配布の電話記録の通りです。『関係書類の提出を求める』につきましては、通話関係者は広域事務組合、萱島総務課長と、豊後高田市副市長、安田氏です。通話報告内容といたしましては、12月5日の完了検査の進歩状況に関するやりとりです。『関係各位の聞き取り記録を求める』につきましては、記録はなしとなります。続きまして、2項目め。令和7年12月15日予定であった広域議会を25日に変更した経緯に関する事項についての検査方法。『関係通話記録の提出を求める』につきましては、別紙配付の電話記録の通りです。『関係書類の提出を求める』につきましては、通話関係者は、広域事務組合、萱島総務課長と、豊後高田市副市長、安田氏です。通話報告内容といたしましては、12月4日の萱島総務課長から安田副市長への相談です。『関係各位の聞き取り記録を求める』につきましては、記録なしとなります。次に、管理者に対して、正副管理者会議の協議結果の検査を実施する決議に対する報告。令和8年3月14日付で提出されました決議案に関しまして、検査を求められました。3項目について、正副管理者会議での協議状況及び議事録を報

告いたします。検査項目は、1項目め。プラント工事受注会社過失により、工期が2度にわたり遅延したことに対しての処分に関する事項。2項目め、供用開始が工期延長により半年遅れたこと。立地地区と周辺の不安が広がり、信頼関係が悪化していることに対して、関係者の管理者の責任に関する事項。3項目め、今後の施設運営の円滑に進めるにあたり、管理者の交代に関する事項。検査方法といたしましては、1から3項目の議題としての議事録はありませんが、令和6年、令和7年度中、正副管理者副市長会議にて、関連した発言の議事録を添付しております。なお、令和7年度第8回正副管理者会議は、書面決議のため議事録はありません。以上で報告を終わります。

安東議長　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

辛島議員　はい。

安東議長　はい。5番、辛島光司君。

辛島議員　はい。5番辛島でございます。まず安田幹事の言動に対して検査を実施する方でございますけども。まず12月5日ですね。通話記録等から順を追っていきたいと思いますけども。まず1枚目。『今から追い出すわけにはいかない。管理者は激怒しています』と。これは、安田幹事から萱島課長に言った言葉ということですけども、追い出すっていうのは、どういった理由っていうか、どういった意味になるんですか。これ。

事務局長　はい。

安東議長　事務局長

事務局長	お答えいたします。当時、当日に来られた議員の2人を、追い出すといった意味ではないかと思われます。以上です。
辛島議員	はい。
安東議長	5番、辛島光司君。
辛島議員	これ、大変愚弄してますよね。地元議員でもあり、工期を大幅に延長した。そして、それを気になったから検査に、拝聴に行った。傍聴しに行ったわけですけども。一執行部である安田幹事が、こういった言葉で議員を追い出すとかっていうことをやりとりしてるっていうのは、大変遺憾に思います。で、『管理者は激怒しています』とありますけども、これは、管理者は、その時どのように報告を受け、どのように激怒したって、どのようにお話をしたんですか。
佐々木管理者	はい。
安東議長	管理者　佐々木敏夫君
佐々木管理者	議員さんご案内の通り、まず検査に立ち会うという、議会の権限で調査に入るのは、やぶさかではありませんが、議員個人で、検査に立ち会うというのはいかがなものかと思っております。そういう意味で、事務局としては、県とも相談して、中に入ってくるのを帰っていただくということはできないけれども、遠慮していただくことには、やぶさかではないという。そういうふうにも聞いておりますし、そういう意味では議会の議決もなく、98条の100条とか、調査権があるみたいな言い方で、市の職員に迫ってこられても、職員としては対応に苦しむと。そういう意味では、98条の100条の議決もないのに、議員という立場で強引に入っていくものは

いかがなものかという意味で言われたんではないかなと思っております。

辛島議員　はい。

安東議長　5番、辛島光司君。

辛島議員　私の質問は、この時、管理者は誰から報告を受けて誰とお話したんですか。激怒しているっていうことを。誰から報告を受けて、誰と話したんですか。この5日の、この時点での午前中ですね。誰と話して激怒したんですか。検査ですから、この事実、出されたものに対して、確認をしているわけですから。答えないと実質事実がわからないじゃないですか。

佐々木管理者　はい。

安東議長　はい。

佐々木管理者　はい。辛島さんたちがそこに行って、いろいろな行為をしなければ、発生しないことなんですよ。だから、事務局としても会議の中に議員さん2人が入ってきて、ここでは、一時退去してくださいという。会議の席なんで、そういうお話もされてるように聞いております。だから、議員さんに改めて聞くんですが、まず議会の議決もないのに、会場に入っていったことで、言葉じりをとるよりも、議員さんたちがやったことが不当な行為で、そこを反省していただきたいと思います。

辛島議員　はい。

安東議長　辛島光司君。

辛 島 議 員　ちょっと、もう論点がもう全くずれてるんですけども。強引に、私たちが圧力をかけたかのような言い回しをされましたけど、許可を取ってるんです。私たちは、本当、後ろにパイプ椅子をいただいて、傍聴してただけです。何の圧力もかけてませんし、その時に検査のあれに質問も何もしてません。ただ、6ヶ月も遅れた工事がちゃんとできたかどうかの確認をするために行っただけです。そして地元議員ですから。今日傍聴にこられてますけど、地元の方々に遅れたものがどのようにできてるか説明責任議員としてありますよ。その責任感で私が行くことになんの問題がありますか。それを、あたかも不当な言い方っていうのは、それは発言を撤回していただきたいと思います。議員活動をすごく制限するようなことになりますので。それと、ご質問に戻します。これ、安田副市長は、管理者とどのような話をしたんですかね。これ、安田幹事は。

佐々木管理者　はい。

安 東 議 長　はい。管理者、佐々木敏夫君。

佐々木管理者　今、議員さんは、調査やその調べることについては、議員活動の云々ということですけど、議会の中で98条の、100条があるから議員活動ができるという発言をしてるじゃないですか。ただ、電話の中で、議員さんがおっしゃるのに、議員さんに直接言ってないんですよ。萱島臨時議会事務局と安田さんの会話ですよ。あなたたちに言ってないのを、あなたたちたちが言われたごとく質問するのは、おかしいと思いませんか。

辛 島 議 員　はい。

安 東 議 長　辛島光司君。

辛　島　議　員　　はい。出された資料に基づいて、確認する質問をこちらはしてます。これが事実、実際にあったことなのかどうかっていう確認をしたくてこの質問をしてます。それは管理者と安田幹事は、この時にどのような会話をされたんですかって言ってるわけです。その他の物事の話じゃなくて。この今検査、出された資料に基づいて質問をしているわけなんで、そのことについて的確にお答えをいただきたいと思います。いや、話してないなら話してないって言っていただいたらいいんですけどね。

佐々木管理者　　この前、この資料というのは、この前の議会で、テープ起こして内容を、あからさまにしなさいということで休憩をして、テープ起こして、公にして、その内容を聞いて、けしからんというのはいかがなものかなと。そして、今回の問題については、加来局長が病欠で、急に出席できないということで萱島総務課長に、局長代理を務めさせていただくということで、その報告に萱島局長が、代理局長が来たわけですよ。議会の経験はありますか。そういうお話もあって、管理者の代表である安田副市長。アドバイスをできるように、私から依頼をした結果、そういう言葉が出たんであれば、私の責任だと思っております。

辛　島　議　員　　はい。

安　東　議　長　　辛島光司君。

辛　島　議　員　　はい。今の答弁でいくと。この時は、お話をしてないと。アドバイスをしてくれっていう指示を出してたから、安田幹事がそういったことを言ったんだろうっていうことですね、今おっしゃったのは。そういったことですね。

安東議長	管理者　佐々木敏夫君。
佐々木管理者	それは、言っておりませんよ。憶測で言ってるだけでしょ。そういうことを言うから、混乱するんですよ。
辛島議員	はい。
安東議長	はい。辛島光司君。
辛島議員	じゃあ、明確に答えてください。話したんですか。安田幹事と。どういう報告があって、どういうふうにお話をされたんですか。
佐々木管理者	はい。
安東議長	管理者、佐々木敏夫君。
佐々木管理者	まず、なんで広域圏事業組合行ったんですか。ちゃんと説明してくださいよ。
辛島議員	はい。
安東議長	辛島光司君。
辛島議員	議長。これ反問権になると思うんですね。反問権。議長の許可と、反問権の中身についてちゃんと審査をして、許可されたものしか反問権できません。注意をお願いします。議長。 （少し間があって） 議事進行。
議長	辛島光司君。

辛島議員　もう先ほどから皆さんご案内の通り、反問権をされてこちらの検査に対する事実確認の質問に答えずに、反問権で問い詰めてます。この反問権についての取り扱いを、事務局ちょっと確認をして、この議場でのルールに則った議事運営ができるように、暫時休憩の間に調べていただきたいと思います。暫時休憩を。

安東議長　はい。それでは、休憩いたします。

休憩　午後６時１７分
再開　午後６時３８分

安東議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。事務局長、重見君。

事務局長　事務局長の重見でございます。5番辛島議員の議事進行での質問にお答えいたします。反問権とは、地方議会で質問に対し、執行部側から議長の許可を得て、論点や質問の意図を明確にするため、逆質問できる権利であります。現在は検査中でもあり、質問に対し答弁することが望ましいと思われます。以上です。

辛島議員　はい。

安東議長　辛島光司君。

辛島議員　それでは、質疑を進めたいと思います。論点に対するものだったら確認とかの質問だったらいいんですけど、明らかに違う事案のことをお話しされてるんで、私はそれに対する今この場で、私が答弁する義務はないと思っております。この日、安田さん、いらっしゃるんですかね。いらっしゃらない。いれば、この時どういったお話されたのか聞きたいんですけど。

事務局長	はい。
安東議長	事務局長。
事務局長	お答えいたします。安田副市長には、正式には来てくださいとは依頼をしておりません。以上です。
辛島議員	はい。
安東議長	辛島光司君。
辛島議員	検査の対象の、こうやって名前も出て。発言記録が出て。そういった方がいないっていうこと自体、執行部の姿勢に疑問を呈したいと思います。真摯に対応してないというふうにとらえても仕方ありません。これ、この質疑に関して萱島課長いらっしゃいますけども、この時、管理者と話したんですか。管理者と誰が話されたんですか。
総務課長	はい。
安東議長	総務課長。
総務課長	はい。お答えいたします。私は、直接管理者とはお話をしておりません。副市長とのみ、話をしております。以上でございます。
辛島議員	はい。
安東議長	辛島光司君。

辛島議員	はい。これね。この時お話の中身でいくと、管理者に連絡取れなかったって私聞いているんですよね。事務局。それは、そこはどうなんですか。
総務課長	はい。
安東議長	総務課長。
総務課長	はい。お答えいたします。すいません。そこまで、私は確認をしておりません。以上でございます。
辛島議員	はい。
安東議長	はい。辛島光司君。
辛島議員	この時の対応、萱島課長がされたんじゃないんですか。連絡、いろんな方に連絡を取るのは。
総務課長	はい。
安東議長	総務課長。
総務課長	いろんな方というのが、県等のお問い合わせということでよろしければ、それは私ではなく、他の職員がいたしております。以上でございます。
辛島議員	はい。
安東議長	辛島光司君

辛 島 議 員　安田幹事に聞かないとわかんないことなんですけども。これ検査これ以上いないと。そういった真摯な対応しないっていうことなんで、聞けないんですけども。管理者、覚えてないんですね。この時、安田さんとこの日やりとりしたか、どんなやりとりをしたか、あったのかなかったのか。記憶にありますか。

佐々木管理者　はい。

安 東 議 長　管理者　佐々木敏夫君。

佐々木管理者　記憶は、ありません。しかし、行為は一任おります。協議には、乗っていただきたいというお願いをしてますので。そういう意味では。それと内々で、電話で話したことが、こういうふうにテープでオープンにして、みんな前にさらけ出して、議会を冒涜してるという、歪曲した話を議員さんからされるのは、いかがなもんかなと。答えとしては、記憶には話したことは記憶にありませんけれども、安田副市長には、萱島課長に、臨時で局長を務めて、それをサポートして欲しいということはお願いしております。

辛 島 議 員　はい。

安 東 議 長　辛島光司君。

辛 島 議 員　はい。今の答弁で事実関係はわかりました。はい。ということは、安田幹事は、それの委任をされてるっていうことで、アドバイス載ったっていうことなんでしょうね、きっと。そうなると、『管理者は激怒しています』というような管理者の言葉として、こういったことを言うのはいかがなものかなと思うんですけども。これが、幹事の立場として適切かどうか。そして、これが萱島課長から当時の検査の人に、管理者が激怒していますと。そういった言葉で、伝わ

っていくっていうのは、大変遺憾。いかがなものかなと思うんですね。これは、組織のコンプライアンス、それぞれの職責、立場による職責を私は超えてると思うんですよね。そりゃ、そうでしょう。一幹事ですからね。3市のある副市長ですから。佐々木管理者からと安田幹事の関係性の中で、いろんなことをお願いするということはそれはありでしょう。しかし、この組織の中の指揮命令系統の中において、一幹事の人が管理者が言ってないような言葉を、あたかも言ったように伝えるっていうのは、これは大変由々しき問題だと認識しております。コンプライアンス的にもですね。それは事務局もしくは管理者。それぞれ市長さんいますんで、こういったことがあって、適切かどうかっていうのは、判断を。事務局ができれば、事務局でも結構ですけども。

佐々木管理者　はい。

安東議長　管理者　佐々木敏夫君。

佐々木管理者　今の質問について、このテープの後の話は別にして。調査に辛島さんと永松議員さんが行ったということで、98条の100条で行ったと。議会と議員とは、区別しなければいけないと。そういう意味で、98条の100条で行ったというのと、議員の立場で行ったというのは、全く違うんで。そういう意味で、議員さんが勝手に調査権があるからという。調査権がないのに、あるがごとくやったことについては、いかがなものかということで。おかしいよねっていう話で、安田副市長と話したことあります。そういう意味で、状況を判断して安田副市長が言ったものだと思います。その言葉には、間違いがありません。議員の立場で言ったのと、議会の立場で言ったのと、それが議員の立場で行ったということを聞いてるんで、ちょっと行き過ぎよね。こういう意味で、不快感は覚えております。

辛島議員　はい。

安東議長　辛島光司君。

辛島議員　はい。私は、現場に行った時に、98条がとかそういったことは言っておりません。議員として、調べたいことを気になることがあるんで立ち会いを申し出た。で、事務局側が、いろんなところに相談をして、許可をいただいたから傍聴してた。それ以外の圧力、発言等もなかったと記憶してます。98条、この議場で確かに私言いました。そこの言葉は、私たちはっていうふうに私が言ったって、こないだ議事録でおっしゃってました。そこは、私が拡大解釈過ぎてたことだと思います。議会はっていうのは議会を構成する議員はっていうふうに拡大解釈してた自分がいたことは認めます。しかし、この5日に行った時には、98条うんたらかんたら、そんなこと私言ってません。議員として、地元の議員として、96トン燃える予定のが86トンしか燃えない。工期が半年も遅れた。業者の不手際で、怠慢で遅れた。地元もそうだし、気になるの当たり前じゃないですか。一議員として、今度の完了検査がちゃんとクリアして、できたのかどうか、議員と一議員として、それは、私は真っ当な行為だと議員活動。議員個人の行動としては、まともだと思っておりますし、それが何かの法に触れるとは、認識はしておりません。今戻ります。管理者がおっしゃった、その事後の話で、私の言動に対してどういうふうなことを思うと、話そうといいんですけども。この時に、この5日の安田幹事が発言した時には、話してないと。その話してないのに、管理者が激怒しているっていうような。これもう、圧力のような言葉なりますよ。発言してない管理者の言葉を激怒してますよって。それは、聞いていった職員は萎縮するに決まってるじゃないすか。だから、そのことが組織のあり方として、コンプライアンス上大変問題があるというふうに私は言ってるわけです。そのことに関して、見解を。事務局もしくは管理者

から見解を聞きたかったんですね。いかがでしょうか。

佐々木管理者　はい。議長。

安東議長　管理者　佐々木敏夫君。

佐々木管理者　今、議員さんは98条の、100条で、調査権があるという議会ではおっしゃいましたけれども、私ども、議員さんが個人の立場で、調査に行くというのと、議会の権限でいくというのの、この差があって。個人で行ったのに対しては、議会の承認なしに個人の権限で調査権がある。状況を知りたいから、立ち会ったと。事後でも、結果は聞けるじゃないですか。それをあなたたちが個人の立場で、議会として行ったようにやることを聞いてるんで、おかしいよねと。当然、執行部としては、あなたの行為がおかしいということで、副議長なんかとも十分話してますよ。だから、あなたの行為がおかしいことおかしいと言ったもので、何かおかしいですかね。

辛島議員　はい。

安東議長　辛島光司君。

辛島議員　はい。萱島課長、確認します、あの時は、98条とか議会の権限で来たとか、私言いましたかね。竹本さんか。その時は。現場にいて許可を求めたのは。私は議員、そんなことは議会の権限できたとか。98条の権限できたって私は言ってないんですよね。議員として来たって言ったと思うんですけどね。萱島さんも相談する時に、議会から来たって相談したんですかね。議員が来たっていうふうに確かなってたと思うんですけども。

安東議長　はい。総務課長。

総務課長　以前、お話したかどうかちょっと記憶は曖昧なんですが。私その時は、朝、国東に寄って、その後来ましたので、立ち会われた時は私は不在でありました。以上でございます。

辛島議員　はい。

安東議長　辛島光司君。

辛島議員　当時、竹本さんだったと思うんですけども、一応許可を求めましたよね、私たち。といった時に、議会で来たとか、98条をもとにとかって私言いましたかね。言ってないと思うんですけどね。ちょっと確認、確認をお願いします。

事務局長　はい。

安東議長　事務局長。

事務局長　お答えいたします。議員おっしゃる通りだと聞いております。以上です。

辛島議員　はい。

安東議長　辛島光司君。

辛島議員　はい。事実がわかったんではい。いいです。ですので、このコンプライアンス上の管理者が発言しないことを、あたかも発言したかのように組織の部下等に言っていく。これは、大変大きな圧力であり、これは不当な発言だと私は認識しています。これが、まかり通ると、例えば一幹事がそれを言って、いろんな指示を出していい

ということになれば、その正式、2人の間ではお願いがあったのかもしれませんけども、組織的に安田幹事が佐々木管理者の代理人として認められたわけじゃないですよね。幹事3人います。3人の幹事がそれぞれそんなことを事務局に、管理者がこう言いよる。言ってないことをこう言いよる。ああ言いよる。プレッシャーかけていくとどうなります組織は。コンプライアンス上、大変おかしいことですよね。その認識は。コンプライアンス上の認識はいかがでしょうか。

佐々木管理者　はい。

安東議長　管理者　佐々木敏夫君。

佐々木管理者　辛島議員から、先ほどの話の経過で98条の、100条という私は、先ほど話した問題については、これはその当時の話ではなくして、辛島議員が、あそこに、クリーンセンターに行ったことについて、いかがなものかということで、話はしております。その行為について、議員としておかしいよねと。もうそういう、会話は繰り返しております。ただ内輪の電話の、それを、会議録をして公表しなさいと。そして、議会を愚弄しておるとか、そういう過激な方向にモノを持っていったら、おかしいんじゃないかなと私は思っております。

辛島議員　はい。

安東議長　辛島光司君。

辛島議員　はい。経緯について、は12月議会の一般質問等で疑問を呈して、調査と報告を求めました。これ皆さん覚えてると思いますけども。そして当時、加来局長に、私は調整してくださいと。局長は、『調

整を。わかりました調整します。』と言いました。そのあと、調整を、加来局長は調整をされたんですかね。

事務局長　はい。

安東議長　事務局長。

事務局長　お答えいたします。12月25日の広域定例会で辛島議員からの質問で定例会を開催してくださいということに対して、当時の局長が、調整しますとお答えしたことは認識しております。そのあとですね、26日の翌日に事務局として管理者に、お願いは行ったと聞いております。開催のお願いに行ったと聞いております。以上です。

辛島議員　はい。

安東議長　辛島光司君。

辛島議員　そこで、議会が調査と報告を求めて、その調整まではしたと。私は定例会を求めてない。臨時会でも何でもいいので、報告する場を設けてくださいって言ったんですね。で、その調整して、そこで調査して報告を受けてれば、今日はなかったかもしれませんし。そういった経緯があるわけですよ。求めたことに対して、議会が求めたことに対して丁寧に執行部が対応する。そして、議会との信頼関係を熟成していく。これが、あり方じゃないですかね、執行と議会の。そういうことはもちろん、管理者は長い政治経験の中で議会にも長らくいたんで、おわかりになられてると思うんですけども。そういったものが熟成していって、一緒に同じ方向を向いていくと、そういう土台づくりが必要だと私は思ってます。今言った、コンプライアンスについてのお答えはどうもいただけないみたいなんで

すけども。これは、3市の市長さんもいらっしゃいます。正副管理者会議の中で、この後の組織のあり方について、やっぱ大変大事なことだと思うんですね。幹事が、それぞれ3人いる幹事が。それぞれの管理者の言葉を言ってない言葉を言って、いろんなことを指示を出す。こうなると、組織として成り立ちませんよ。これは、しっかり執行部の中でも、再度、組織のあり方として、指示命令系統、それぞれの立場の職責、再確認していただいて、適切に今後対応していただきたいと思いますけども、いかがでしょう。

佐々木管理者　はい。

安東議長　管理者　佐々木敏夫君。

佐々木管理者　今議会が、予定通り開かれなかったことについての質問になったかと思います。3人の日程調整が、加来局長からそろわないということで。私は管理者として、何日でも日にちがあればいいと。夜遅くても構わないから日程調整して欲しいと、加来局長にお願いして努力をしていただいたんですが、日程調整がどうしてもできないということで、延び延びになったことについては、お詫びをしたいと思います。

辛島議員　はい。

安東議長　辛島光司君。

辛島議員　はい。議会の日程の開催の件についてではなくて、12月議会で調査と報告を、この安田幹事のこのことについて、求めたこと。臨時会の開催、報告する場を求めたことに対してのお話をしたんです。12月議会の開会の日程のことじゃないです。皆さん、わかってると思うんですけども。そういったことも、それもそれで議会に

ちゃんとしっかり対応して、議会が求めたことをしっかり真摯に対応していただいていくことが、執行と議会のあり方だと思っている。この認識が、間違ってるかどうかの判断はそれぞれまたでしょうけども。そうじゃないと、執行と議会がうまくいかないのは当然ですよね。そこの共通認識がないと。で、たびたび言ってますけども、各幹事がそれぞれが勝手な発言で、管理者が言ってない言葉、それぞれの市長さんが指示を出してない言葉、しかもこういう感情的な言葉を使ったりして、それぞれ事務局に指示を出すっていうようなことがまかり通ったら、組織として成り立ちませんよと。コンプライアンス上大変問題がある。職責と権限っていうものは、ある程度は決まっているはずです。それを再確認して、しっかり適切な管理、組織管理、組織運営をお願いします。ていうことを言ってるんですね。それについて、いかがでしょうかって。

事務局長　はい。

安東議長　事務局長。

事務局長　お答えいたします。議員ご指摘の通り、もし事実であればコンプライアンス上問題があると思います。以上です。

辛島議員　はい。

安東議長　辛島光司君。

辛島議員　それじゃ。今日、本日、安田幹事いらっしゃらないので。管理者は話してないと。覚えてないっつったんか。話したかどうか。どういった指示があったのか。どういったお話があったのか、なかったのか。安田幹事にしっかり確認をしていただきたいと思いますけども。そして、また追加の報告になるのかな。じゃあ。今求めたら。

いかがでしょうか。

安東議長　しばらく休憩します。

休憩　午後７時０１分

再開　午後７時０８分

安東議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐々木管理者　はい。

安東議長　管理者　佐々木敏夫君。

佐々木管理者　私、12月5日の日にちか、それ以前のことか、定かでなかったというのは事実で、記憶にはっきりないという話でしたんですが、12月5日の11時26分に、辛島さんと永松さんがクリーンセンターに行ったと。私は、クリーンセンターに行ったことで、議会の立場ですか、議員の立場ですかっていうことで、議員の立場でいくとおかしいよねという、安田と話して。それを、個人で知りたい権利ということで、辛島さん行かれたんであればおかしいよね。そういう意味では、議員さんが、ちょっと考え方を改めていただかんと困るよねっつって。安田には、ちゃんとそこはせんとおかしいよと言うたことは事実です。

辛島議員　はい。

安東議長　辛島光司君。

辛島議員　12月5日にその話をしたっていうことですね。そうでありましたら、ここでその後、安田副市長は誰の許可で入ったんですか云々

から、萱島課長が県とかにも相談したっていうことも報告してますね。そこで、許可というか、もうそれはそこにいる職員ということになってしまうんですけどという見解で、職員の許可をもらって私たちはいた。で、安田さんは、『はい、いいです』って言ってるんです。書いてます。『はい、いいです。』って。今、管理者が言ったようなことで、『おかしいな』とか『だめやな』とか言ってないんすよ。『はい。いいです。』って言ってるんです。2枚目の一番上からですね。安田幹事が『それは誰の許可で入ったのですか。』萱島課長、『許可というかもう、それはそこにいる。職員ということになってしまうんですけど。』、『はい、いいです。公表はどうどうするんですか。』って公表の話してるんですよね。そこで明確な指示出してないんですね。まぁ、ちょっと前段に戻って。議員。まぁ事務局、私たちは、強引に行って圧力をかけたっていうこともない。議員として、ましてや地元の議員として、7月の検査で不合格になった。その後、96トンの予定が86トンしか燃えない。6月の時点ではそうじゃないか。電材が入らないからっていう理由で。それは、罰金も払っていただいてるんで、もう完璧に業者の落ち度で、工期が半年延びた。12月その辺のことになると、96トンが86トンしか燃えない、云々かんぬんと。気になったから議員として、許可を求めて、許可を得て立ち会ったことが法的に事務局、問題ありますか。

安東議長　それでは、総務課長からちょっと説明。その当時の説明を、お願いいたします。

総務課長　私から答えするのが、なかなか難しい部分もあると思うんですけど。先ほどの『ちょっと、はい。いいです。』の部分についてはですね、それを許可するという意味ではなくて、『そこにいる職員ということになる、なってしまうんですけど』っちゅうちょっと曖昧な回答に対して、そういう言い方をされたのかなというふうに

私は思います。はい。あと、結局、どういう表現が私からするのがいいのかちょっと難しいところなんですが。本来ですと、その立ち会いについては、管理者の許可が必要だったのではないかなというのが、私の見解ではございます。というのが、県等からですね、そういった自治体の判断でということでお聞きしたんでですね。私は、そういった解釈をいたしております。以上でございます。

辛島議員　はい。

安東議長　辛島光司君。

辛島議員　それは、事務局がいろんなとこに確認して答えをもらったのは当時わかってるんですけども。その5日にそこにいた事務。萱島さんも他の課長さんたちもいらっしゃったと思いますけども、いろんな相談して、結局は担当の判断ですねってなったわけですよね。担当が、許可を出した。そのことが、まだ問題あるんですか。許可出した方に問題があることなるんじゃないですか。それだったら。だって、こっちが問題行為をしてるんであれば。この今のさっきの電話のところにもなりますけども、幹事、安田幹事が、それはだめですよ。こう言って、立ち会いを拒否してくださいって言わないといけないんじゃないんですか。うん。そこにいる職員ということになるっていうことを認識して、何もないわけでしょ。だから、私たちも許可を得たと思ってるんで。それは問題ありですか。

佐々木管理者　はい。

安東議長　管理者　佐々木敏夫君。

佐々木管理者	県の方と連絡して指導を受けて、議員がもうそこに入っておるんなら、追い出すわけいかんでしょうと。だから、もうやむを得ないんじゃないですかと。県との対応ですよ。だから、そういう意味で、現実を見た時に帰ってくださいと言いうわけいかんから、もう執行部の判断にゆだねますよと。だから入ってきておるんですよ。もう。
辛島議員	許可をもって、入ってるんですよ。
佐々木管理者	いや、だから、そういうことを踏まえて事実関係を、安田君が容認したっちゅう。だから、結果として容認したことを、認めたやつがどうこうとかいう、お話にすりかえるとおかしくなるんで、そういう事実関係を、今述べさせていただきました。
辛島議員	はい。
安東議長	辛島光司君。
辛島議員	違います。違います。私はだから誰も悪くないと思ってるんです。どちらがいい、悪いとかとかじゃなくて。許可を求めて、各種連絡取れるところに確認をして、その時の職員になった。で、許可を出した。だから、双方悪くないって思ってるだけなんですよ。それをあたかも私が悪いって言い出したのは、管理者です。だから、私の行為が、そもそも法に触れるような悪いことだったんですかっていう確認をしてるだけで。それを許可した。もし、悪い行為でだったら、不法な行為だったら、許可する方も悪くなりませんか。許可がなければ、私たちもその場にいなかったかもしれません。当然ね。だから、誰も悪くないでしょって言うのが私の見解なんです。

佐々木管理者　はい。

安東議長　管理者　佐々木敏夫君。

佐々木管理者　私は、辛島議員に責めてるわけじゃないんです。安田議員が、許可を出したのに、許可を出した人がいろいろ言うのはおかしいでしょと。すり替えるから。許可を出したのは、県の方にも問い合わせしたら、議会の権限と個人の権限では、調査に入ることは難しいよねと。だから、帰っていただくにしても、入っておるのに、押し出すとかいうことはできないよねって。そして、執行部の判断にゆだねますという。だから、あなたたちを認めてしたんですよ。それを、安田課長が入ったことを認めたやつが、こんな発言するのはおかしいという。すりかえたような言葉を言うのは、いかがなもんかなと。だからもう少し冷静になってください。

辛島議員　はい。

安東議長　辛島光司君。

辛島議員　私は、努めて冷静なつもりです。だから私は誰も悪くない。許可した人も、立ち会いをお願いした人も悪くない。悪ければ、だから不法だとか、明らかに悪ければ、県も、いや、それはこうこうこうで、拒否できます。協議してくださいとも言うでしょうし。そこの判断でいいっていうことだから、そこの現場で判断を、事務局もして、最後までいたわけですから。その間に、本当に問題があるんだったら、その事実を知ってる。ましてや管理者から委任を受けている安田幹事が何らかの手を打たなきゃいけないじゃないですか。組織的には。いけないことであればですよ。だから、私は誰も悪くないんじゃないですかって言ってるだけなんですよ。それを、最初からの議論からいくと、そこにいる私が悪いっていうようなこと

を、管理者が言ってるんですよ。私は、どちらも悪くないっていうのがスタート地点なんですよ。

佐々木管理者　はい。

安東議長　管理者　佐々木敏夫君。

佐々木管理者　辛島議員が再三、誰も悪くないち。誰も悪くなかったら、それで終わりでいいじゃないですか。安田さんが認めたから。認めたもんが、何でこんなことを言うんかちゅう、そっちに結びつけつけようとしてるから、おかしいんであって。だから、県の幹部も議会が権限があるんで、個人ではないですよという。そして、あなた達2人が来ておるんで、帰っていただくとか、そういうことはできないですよね。だから、最終的には、執行部の意見によるものしかできない。だから、議員にそこで帰っていただくことが。議員の2人の方が来ておるんで、それができないから、消極的賛同したのをとやかく言うんじゃなくして。あなたがおっしゃるように、誰も傷つけたくない。善意ですよっちゅうんだったら、善意でこれを終わればいいじゃないですか。

辛島議員　はい。

安東議長　辛島光司君。

辛島議員　論点がそれぞれありまして。今の許可の云々のところは、誰も悪くないですよ。で、さっきからコンプライアンス等、私が言ってるのは、管理者3人にいますよね。正副。で、幹事も3人います。で、佐々木管理者が安田幹事に、いろんな物事を。それは市長と副市長の関係でもあるんで、お願いすることは、それはあり得ることでしょう。でも、この広域議会の執行組織の中において、正式に管

理者の代わりが、安田幹事、発言も含めてですね。そういったことになってない以上、それぞれの幹事が、それぞれの代表の、それぞれの市長が、こう言ってる、ああ言ってるっていう指示を出したりしたら、組織的に混乱するでしょって。そこが問題ですって言ってます。わかりました。だから、そこが、それぞれの立場に職責、権限の範囲、様々なものが付随しているので、それを超えることのないようにしないとコンプライアンス組織がしっかり機能しないですよねっていうこと言ってるんです。

佐々木管理者　はい。

安東議長　管理者　佐々木敏夫君。

佐々木管理者　加来局長が事前に、日にちがあって、病欠で休んだわけじゃなくて、急遽休んだわけで。萱島総務課長は、急遽事務局長として立ったわけで。そうすっと、何人もおるから何にも知恵を借りるということでは、組織が持ちません。やっぱ責任持って答えるというのは、そういう意味では、組織を安定させるのは、短期の場合はやむを得ないことかなと。正副管理者で、その問題が議会で起こったら、その間に 3 人で協議とか、そんなことできる余裕はないんです。だから、うまくやるためには責任持って対応するという方向でやらざるを得んという。そういうふうに、辛島さんも誰も悪くないんだということであるんで、ご理解をいただきたいと思います。

辛島議員　はい。

安東議長　辛島光司君。

辛島議員　はい、えっとですね。おっしゃりたい意図からすると、佐々木管理者が、例えば病気になりました。入院しました。そして、自分が

出てないけど会議ある。で、代理は幹事が行くからと。いうことで、ちゃんと通達してれば、それはそれで、組織としてはもうもう代理と認識するし、代理なんで。それだったら、運営上も困らないでしょうと。ただ、2人だけの関係の中でお願いしていることは、それは他は誰も知らないわけですから。それぞれの幹事が、いろんなことを言って指示出したら、組織としておかしくなるでしょうっていうことを言ってるんです。

佐々木管理者　はい。

安東議長　管理者　佐々木敏夫君。

佐々木管理者　何も問題ないと言いながら、結構問題があるじゃないですか。萱島総務課長は、急遽、豊後高田に来て、加来局長が病欠で休まれたんで、大変ですと。そういう意味で、我々がサポートせんで誰がするんですか。それが、組織が保てんという言い方をされると、何が組織ですか。そういう意味で、ご理解をいただきたいと思います。

辛島議員　はい。

安東議長　辛島光司君。

辛島議員　はい。組織的には、会社で言えば、社長がいなかった判断を仰ぐな副社長か専務か。ですよね。ここ、管理者がどうしても相談のれない状況であれば、副管理者いるじゃないですか。筋からいくと、そちらに相談しなきゃいけないでしょう。それで、正副管理者会議の中でモノを決めていく時に、佐々木管理者が勝手に安田幹事に『頼むな』なんて言って、そこでいろんなものが動いていったらそうおかしいでしょ。

佐々木管理者	はい。
安東議長	管理者　佐々木敏夫君。
佐々木管理者	何を言いたいのかよくわかりませんけど。急遽、その対応をどうするかという状況になった時。今までも、正副管理者でなかなか議会を開くにしても日程調整ができないという、加来局長にできるだけ早く。私は夜遅くなっても時間はいつでもいいから調整してくださいって。今、辛島さんが、組織として、会社なら上下になっていいかもしらんけど、正副管理者がおるんじゃから、そこで協議を先すべきでしょうと。そんな余裕がなかったから、やったんでしょ。だから、そこは理解してくれんと。あんた、こじりしかとってないよ。冷静に考えてみなさい。
辛島議員	はい。
安東議長	辛島光司君。
辛島議員	はい。冷静になるのは、管理者です。冷静になるのは、管理者です。論点がちょっとずれてるんで。例えば、もしそうであるなら、管理者が対応できないこと。その時に、じゃあ、他の副管理者に対応お願いしたんですか。それ断られて対応できない。んで、じゃあ安田幹事に対応を頼むよって言えば、それはもう皆さん納得してるでしょうし、組織的にも、そういうことでっていうことになるでしょう。管理者が対応できなかったら、他の副管理者に相談。もしくは、宇佐なら宇佐市長いらっしゃるんですから。対応できんかえと、言ったんですかじゃあ。言わんで勝手な判断じゃないですか。
佐々木管理者	はい。

安東議長　管理者　佐々木敏夫君。

佐々木管理者　こういう、局長が急遽病欠したという緊急事態で、そういうことを想定しておりませんし。だから、萱島総務課長は、局長の代理を務めなければいけないという緊急事態が発生して、その現場対応をするのに。当然、議会の対応もいるでしょう。そういう意味で、大きな過ちがないように、法律に照らした問題も、議会で調査に入ったのと個人で入ったのだとは、内容を区別しなければいけないんで、それに誤りがなかった場合は、さほどこの問題に目の色を変えるのはおかしいんじゃないですかっち。そういう意味で冷静になってくださいっち。

辛島議員　はい。

安東議長　辛島光司君。

辛島議員　冷静なんですけど。管理者、正副管理者3名います。各市の市長さんが。管理者がその場、その場で対応できなかった時は、副管理者に対応をお願いするのが筋じゃないですかと。まずは。それが3市の市長が集まってる正副管理者っていう立場じゃないんですかっていうことを言ってるんですね。だから、このことを指摘して、今後、だからそういったことがない組織運営をする上では、そういったところをしっかり適切にやっていってくださいねって私は言ってるんです。わかりますかね。さっきの言った、責任云々とこはもう、それはまた違う話で。そこは、お互い悪くない。ただ、実際そうだったっていうだけの話で。

佐々木管理者　はい。

安東議長　管理者　佐々木敏夫君。

佐々木管理者　お話のように、今後そういうことのないように、しっかりと対応して参りたいと思います。

辛島議員　はい。

安東議長　辛島光司君。

辛島議員　はい。議長これ 2 つあったんですが、これどちらでも結構なんですか、もう。別々でやります。

安東議長　どうぞ。

辛島議員　そうですね。まずこの 1 点。この安田幹事の件に関して、他の人からあれば、そっちの方した方が話がわかりやすいのかなと思うんですけど。

安東議長　私もここのところを生じてないんですけど。局長さんにちょっとお聞きしますけど、私がいただいておる式次第についてはですね、質疑がある時には、20 分以内と。こう書いとるんですけど。宇佐市議会では、これはもう永遠とあるわけなんでしょうか。私には、『20 分以内』と、こうなっちょんですよ。そうじゃないと、時間制限なしやったら、もう今晩も終わらんか知らんわけですね。まだ、他に質疑ある人もおるかもわからんわけんわけですね。局長さん、どうなんですか。私には 20 分以内とこう書かれちょんですよ。1 人 20 分。

辛島議員　議長暫時休憩して、ちょっと詰めて。それとあと、トイレ行ったり。そのあとのどうやっていくかをちょっと協議して。

安東議長	局長さんに、私がちょっとお聞きしよる。
辛島議員	はい。そうですね。休憩でいいですかね。
安東議長	私がもう高田じゃない。宇佐じゃないから、分からんからですね。
辛島議員	ちょっと休憩でいいですか。出て。トイレに。
安東議長	どうぞ。
永松議員	宇佐の会議規則では、質疑は1人20分です。事務局に確認。宇佐の事務局に確認をしてみてください。
安東議長	はい。それでは。いや、休憩はしとらんよ。今、トイレかどっか行ったんやろうけど。
辛島議員	始めますか。
安東議長	はい。よございますか。
永松議員	ちょっと、1回。局長、確認せんと。私が言っただけでなく。
辛島議員	会議規則や、以上暫時休憩して協議してもらえますか。
安東議長	もう、再開します。はい。お待たせしました。
事務局長	はい。議長。
安東事務局長	事務局長。

事務局長　お答えします。宇佐市の議会規則では、1人20分となっております。以上です。

辛島議員　はい。

安東議長　辛島光司君。

辛島議員　議長。安田幹事の件ともう1個の件2件あるんですけども、これ1項目、1つについて、私が、今もう20分終わったと認識してるんですけど。まず、これの件について、他の人にあるかどうかを聞いてもらったほうがやりやすいんじゃないかなと思うんですね。こっち行ったり、あっち行ったりそれぞれするよりも。どうでしょうか。その辺の進行は。

安東議長　宇佐の宇佐のですね。会議規則第2条の規定により準用すると、こうなってますね。宇佐市議会会議規則第9条第2項の規定によりと、こうなっとるわけ。ね。それが1人20分ということで。な、今発表されたわけや。1人20分。だから5つある人は20分ずつ5つ言うてもいいんかということにならんと思うんですよ。20分以内で、その2つあれば2つを納めるということが、会議規則じゃなかろうかなと。私はそう思うんですけど。

辛島議員　暫時休憩して、その辺の確認を。しっかりした確認を。トイレ休憩もありますんで。暫時休憩をお願いします。

安東議長　しばらく休憩します。

休憩　午後７時３７分

再開　午後８時０９分

安東議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

事務局長　はい。

安東議長　事務局長　重見君。

事務局長　議長に許可をいただきましたので、訂正いたします。先ほどの議会規則と申しましたが、正しくは内規において、質疑は 1 議案に対しまして 1 人 20 分としております。ただし、議案に対しての時間でございます。以上です。

安東議長　はい。それでは、私の方から。今、局長の方から発表がありましたようにですね。この後の質疑については、一応、1 報告につき 1 人 20 分以内とさせていただきたいと思います。よございますか。

（「はい。」の声あり）

安東議長　それでは、辛島君、どうぞ。

辛島議員　はい。ある程度議論できましたし、時間たくさん使わせていただきましたんで、私の質疑は終結します。

安東議長　はい。他に質疑。他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。はい。それでは、2 つ目の質問。はい。辛島光司君。

辛島議員　はい。20 分の中で行いたいと思います。まず 1 点目。これ、報告では、議論してないというような報告だと思うんですけども。この遅延したことについて、結局正副管理者会議の中で、どのような

結論。一つに結論が至ったのかどうかをお聞きしたいと思います。

事務局長　はい。

安東議長　事務局長。

事務局長　失礼いたしました。辛島議員、もう一度お願いします。

辛島議員　はい。

安東議長　辛島議員。

辛島議員　はい。検査事項1の(1)。プラント工事受注会社過失により、工期が2度にわたり遅延したことに対しての処分に関する事項で、このことについて、正副管理者会議で結論が1つ、見解が1つに至ったんでしょうかということ。

事務局長　はい。

安東議長　事務局長。

事務局長　お答えいたします。施工業者に対する厳正かつ適正な処理につきましては、協議を行いました。その結果、契約約款に基づき、遅延損害金の請求を求めた厳正なペナルティーを科すことを、方針は一致しております。以上です。

辛島議員　はい。

安東議長　辛島光司君。

辛島議員　はい。ペナルティとしては、違約金っていうんですか。違約金もしくは指名停止とあったと思うんですけども。そのペナルティの種別についてとかの議論、比較も含めて、そういった話し合いが行われたんでしょうか。

事務局長　はい。

安東議長　事務局長

事務局長　お答えいたします。議論はされておりますが、指名停止までの話は行っておりません。以上です。

辛島議員　はい。

安東議長　辛島光司君。

辛島議員　はい。それでは 2 点目でございます。供用開始が工期延長により半年遅れたこと、そして、様々な、先ほども言ったように 96ｔが 86 トンしか燃えなかった。温度が 1,200 度近くなる等々、様々な問題がありまして、立地地区、立地地区周辺に不安が広がって、大変不安に思っているということでございますけども。こういった事態に陥ったことに対して、管理者は責任をどのように感じているのかお聞きしたいと思います。

安東議長　しばらく休憩します。

休憩　午後８時１６分
再開　午後８時１９分

安東議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐々木管理者　はい。

安東議長　管理者　佐々木敏夫君。

佐々木管理者　7月から延期したことを辛島議員さん、おっしゃっておられるわけですか。

辛島議員　そうですね。

佐々木管理者　この2回の延期については、今まで議会でたびたび経過報告もして、承認をいただいております。その通りであります。

辛島議員　はい。

安東議長　辛島光司君。

辛島議員　はい。経緯は、はい。私たちも聞いておりますんで。経緯じゃなくて、そういう事態に陥って半年間伸びた。各市それぞれいろんな持ち出しでその間のいろんなものがあってる。こういうこで、地元も不安になった。なりました。96が86トン。1,200度近くなる。等々、そういった混乱になった状況に対して、正副管理者会議の中で管理者の責任論というものが、示されたのかどうか、協議されたのかどうかっていうことをお聞きしてるわけです。

佐々木管理者　はい。

安東議長　管理者　佐々木敏夫君。

佐々木管理者　その延期について経過説明は、議員さんのおっしゃる通り、報告

をさしていただいて、その遅れたことに対する管理責任の問題については、正副管理者の間で出ておりません。

辛島議員　はい。

安東議長　辛島光司君。

辛島議員　はい。こういったこと、出ておりませんというのが、確かにそうなんでしょう。してなければ出てない。これを12月議会に協議をして示してくださいって、12月議会でも求めてきたわけです。これをしっかり正副管理者会議の中で協議をして、示していただかないといけないっていう意味で12月議会求めたんで、そのことが、協議、そして報告が行われてないっていう問題が、今この、今、今日に繋がってきてるんです。ですんで、これは管理者も3人、12月議会いらっしゃって、議会が求めたことはそれぞれ皆さんご存じでしょうし、加来前局長が、調査報告をするための相談を行った時に、しないっていうことを決断されたということなんで。て、いう報告だったので、それじゃあ、議会がしっかりそういうのを示してくださいって求めていることを求めていないので、しっかりそこは協議をしていただかないといけないんですがっていうことを言いたいんです。

佐々木管理者　はい。

安東議長　管理者　佐々木敏夫君。

佐々木管理者　議員さんのおっしゃるように、その内容において正副管理者会議をするよう、加来局長に強く指示をいたしております。なかなか調整ができないという、こういう答えで返ってきております。だから、もし調整がつくんなら、私は夜でも、祝祭日でもいつでもいい

から、議会の開会に向けて努力してください。できないという言葉は尽くしておりません。ずっとやってください。やってくださいで、今日まで来ておるというふうに理解してください。私は、加来局長に議会を開くことはできませんというのは、一言も言っておりませんのでご理解をお願いします。

辛島議員　はい。

安東議長　辛島光司君。

辛島議員　先ほどの質疑の中で、12月25日の議会の後26日に加来局長が協議に行ったと先ほど報告がありました。そこで12月議会に、私たちが求めた調査と報告について、加来局長は管理者にどうやりましょうかってお尋ねしたっていう。先ほど事務局の答弁だったと思うんですけども。再確認します。今、管理者が言ったこと。ちょっとさっきの答弁矛盾するんですけど、事実を教えてください。

事務局長　はい。

安東議長　事務局長。

事務局長　お答えいたします。先ほどと同じように、昨年12月25日の広域定例会で、辛島議員が一般質問で臨時議会を招集してくださいですかね。そのような質問がありまして、当時の局長が日程調整をいたしますというような答弁をしたことは、私認識しております。で、事務局として、翌日の12月26日に、正管理者のところに行って、臨時議会の開催をとお願いをしたと聞いております。以上です。

辛島議員　はい。

安東議長　辛島光司君。

辛島議員　お願いをされたっていうところまでで。このことについて協議をして、報告しようとする意図はあったら開催されてたんじゃないんですか。管理者。

佐々木管理者　はい。

安東議長　監理者　佐々木敏夫君。

佐々木管理者　即座に臨時議会でも開いて欲しいという、こういう、加来局長にお願いをしております。そして、なかなか日にちの調整がつかなくって、そういう意味で、私自身、祝祭日でも、夕方でも夜になっても、時間はいつでもいいから開けるからお願いしますというお願いをしております。

辛島議員　はい。

安東議長　辛島光司君。

辛島議員　加来局長がそういう指示を受けたら、各副管理者にもその旨で日程調整。この3点、ここにある3点の調査と報告を議会で求めて、加来局長が調整しますといったことで、管理者がそうやって、開く準備ししろっていう指示を出したなら、副管理者にも言ってるはずなんですけども。それはあったんですね。事実を、事務局。ちょっと、はっきりわかる範囲で教えてください。

事務局長　はい。

安東議長　事務局長。

事務局長　お答えいたします。当時の局長が、正管理者に臨時議会を開催してくださいとお願いをしたんですけど、その場で断られたと聞いております。以上です。

辛島議員　はい。

安東議長　辛島光司君。

辛島議員　どういったことなんですかね。断られたと。断ってないんですね。管理者は。開けと言ったと。これは、ちょっと確認をしてもらわないといけないと思いますけども。ちょっと暫時休憩して。ちょっと答弁が、全然反対の答弁になってるので、ちょっと暫時休憩して確認をお願いします。

安東議長　局長さん。あんたで、分かるんかい。さっきのあなたの答弁は、正しいんかい。ほな、休憩いたします。

休憩　午後８時２７分
再開　午後８時４０分

安東議長　引き続き、会議を開きます。

事務局長　はい。

安東議長　事務局長。

事務局長　お答えいたします。事務局といたしましては、12月26日に正管理者に臨時議会の開催をとお願いをして、断られたと聞いており

ます。以上です。

辛 島 議 員　はい。

安 東 議 長　辛島光司君。

辛 島 議 員　そういったことでよかったですかね。開けって言ったって、先ほど管理者答弁したんですけども。いや、そうじゃなくて25日に議会で求めた件について、事務局が行ったけども、管理者は開かんでいいと言ったっていう、今の答弁でいいんですね。

佐々木管理者　はい。

安 東 議 長　管理者　佐々木敏夫君。

佐々木管理者　私は、ノーという記憶はありませんけれども。それがノーであれば、日程を調整して、私1人では議会開けませんので、議会の皆さんの同意もいただいて、正副管理者の同意をいただいて、この日ならできるよというような事務局の話はその後一切ありませんので。だから、議会は絶えず開いて欲しいという、日程調整や、私は、時間はいつでも開けるからお願いしますという加来局長にも竹本君も一緒についてきておるんで、そりゃ言い続けております。それが12月からずーっと開けておりません。大変申し訳ありません。

辛 島 議 員　はい。

安 東 議 長　辛島光司君。

辛 島 議 員　招集権者は、管理者でございますね。で、事務局が行って、招集権者の管理者が、一旦開かないって言った後に、事務局が勝手に日

程調整だとか、その先へ副管理者たちに日程調整とかできるわけありませんよね。それは、管理者が方向性を出して日程調整をしなさいって言われてからじゃないと事務局動けませんよね。じゃないすかね。

佐々木管理者　はい。

安東議長　管理者　佐々木敏夫君。

佐々木管理者　その点は加来局長に議会を開いて、臨時議会も必要に応じて開いて調整をしてくださいと。そして、3人の調整がなかなかできないというお話もいただいたんで。私は、時間調整を祝祭日でも夜でも何でも合わせるからぜひお願いしますって言ったら、日程調整ができませんって言ってお断りを、私はずっとされ続けております。期待に沿えなくて、大変申し訳ないと思います。

辛島議員　はい。

安東議長　辛島光司君。

辛島議員　お話を聞いた私のとらえ方ですけども、その管理者が言ってる日程調整というのは、12月15日が25日になったことだとか、今回の議会の日程がなかなか調整ができなかったっていうことをおっしゃってるんじゃないかなと思うんですけども。今、私が質疑してるのは、12月25日で議会が、この3つ3点について、正副管理者会議を開いていただいて、今日調査、協議をして、その報告のために、できるだけ早めに、年明けでも臨時議会を開いてでも報告をしていただけませんかって、私は言ったことに対して、局長が次の日に動いた、26日に管理者のところに行った時のことについてだけを話してるんです。そこは、一旦先ほど話を聞いてましたけど、

管理者は、開かないって一旦言ったわけですよね。局長が、調整開いて報告をしなきゃいけないですよねって言った時に、開かないでいいって言ったわけですよね。

佐々木管理者　はい。

安東議長　管理者　佐々木敏夫君。

佐々木管理者　12月1日から、3市の、ごみ焼却場の再稼働の問題もあって、いろいろな準備で、調整もかかったんではないかなと思っております。しかし、それが再稼働はスムーズにいったんで、だから辛島さんの臨時議会を早急にやってというのは、その間いくらでもできたと思います。できなかったことを、残念に思います。

辛島議員　はい。

安東議長　辛島光司君。

辛島議員　いや。その感想は、こちらが残念で思ってる感想なんですけど。今、聞いてるのは、それを求めたことに対して、事務局が開催の調整を答弁した通り、調整に入った時に佐々木管理者は、しないでいいって言ったっていうことの、確定の答弁を今求めてるわけなんです。開かないでいいって言ったんですよね。

佐々木管理者　はい。

安東議長　管理者　佐々木敏夫君。

佐々木管理者　そこは、私は定かにではありませんけれども。私の基本的な考え方は、臨時議会でも本会議でも積極的にやって欲しいと。私が、お

願いしてもできなかったんです。ずっと。今、管理者が開けち言わなきゃ、開けんよと。最もなことです。私は、開くように言い続けてきたんですよ。だから、加来局長は、また開かんでいいと言うた。わかりました。開きません。そんなもんじゃない。議会と執行部は、問題があったら当然開くべきですよ。事務局も、しっかりしてくださいよ。

辛島議員　はい。

安東議長　辛島光司君。

辛島議員　なかなか議論がかみ合わないんですけども。先ほど、組織のあり方の話もしましたけども、事務局が勝手に物事が決められない。ましてや、調整にも動けない。なので、お願いに行った。管理者が、開かんでいいと言った。そしたら、もうそれから先、事務局が受けるわけないじゃないすか。日頃、開き開きって言ってるのはそれはそれで、その考え方を述べられたのは、それはそれでいいんですけど、そこを否定するつもりはないんですけども。この、私たちが12月まで求めたことに対しての報告、調査報告をする場を、臨時会でも開いてっていったことに対しては拒否をされたっていうことに、今、事務局との答弁でそうなってるんで。管理者は開けって言ったということなんで。もし、齟齬があれば、またしっかり調査してもらわないといけないんですけども。

佐々木管理者　はい。

安東議長　管理者　佐々木敏夫君。

佐々木管理者　管理者、佐々木管理者が指示しなきゃ、事務局は動けないという、それはその通りです。しかし、ずっと言い続けても、言っても

しないですよ。事務局は。しないのか、できなかったのか。私には、3市の市長の調整がつかないから、開会できません。そうい、答えで、私は、ずっと。それで、私が祝祭日でも夜でもいいよという言葉を出しちゃうんですよ。だから、ちょっと、誤解かな、なんか思っております。

（ブザー音）

安東議長　それでは、時間になりました。ほかに、質疑はありませんか。

吉田議員　はい。

安東議長　吉田君。

吉田議員　はい。3点目のに関して、質疑をいたします。えっとですね。先ほどから聞いておりました。全く議論がかみ合ってない。答えが出てないということの感想です。前回、私一般質問で申し上げた通り、やっぱりね地元あってのこの施設です。正直言ってですね、佐々木管理者の答弁にしてもそうなんですけど。地元の人達っていうのはどこに、おるんですか。管理者の中で、地元の人達を主眼に置いて話を進めていかないといけないんではないんでしょうか。そこら辺はいかがですか。

佐々木管理者　はい。

安東議長　管理者　佐々木敏夫君。

佐々木管理者　地元の皆さん方に対しては、安心安全。公害のない。そういう意味で、完全な状態で、皆さんに迷惑のかからないような立派なプラント運営をさせていくのが、我々の使命だと思っております。

吉田議員　はい。

安東議長　吉田君。

吉田議員　はい。そうですよね。それが一番大事なとこなんですけど。この1年、何も進展してないじゃないですか。管理方式も決まってない、管理会社も当然決まってないっていうところです。えっとですね、前回一般質問で言ったみたいに、やっぱりね、地元の人は地元の市長さんでしか相談できないわけですよ。今回の議会でも、ここにおられる議員さん。全部とは言いませんけど、やっぱり答弁がかみ合ってないっていうのは一目瞭然ですよ。傍聴に見えられている方、一番思ってますよ。それが不満、不安になるわけですよ。自分もそうです。自宅から見えません。ただ車で1～2分走ると、あの施設は毎日見るわけですよ。答えが出らない、進展していかない。この議会において、不満しかなかったら心配でしかないじゃないですか。毎日が心配ですよ。その心境を、もうちょっと考えて欲しいなという意味でこの3点目の質問です。あの、佐々木市長言われてました。先ほどね、臨時議会開かんでいいとか、開けとかいうところはもう押し問答なんで、もういいです。ただ、前回は土曜日、今回は平日の夕方6時から。議長もおっしゃってました、いわば調査日程調整が難しいと思います。んで、この3点目に関して、1、2、3点もそうなんですけど、今、正副管理者はここにおられるので、これに関して、今、会議というか話し合いを開いていただきたいんですけど、そこはいかがでしょうか。

佐々木管理者　はい。

安東議長　管理者　佐々木敏夫君。

佐々木管理者	今までかみ合わない理由は、横におる後藤市長がおります。市長のメッセージで、入札で悪かろう。高かろう、安かろうじゃだめだと。そして、今プラント業者を厳正にチェックした段階で、指名に入れるのはおかしいでしょう。ダイオキシンが出て、住民に大きな被害が出たらどうするんですか。ダイオキシンが被害が出る時はプラントが故障なんです。溶接では、できないんです。そのプラントを取りかえないといかんのです。それが、運転技術者だけでは対応できない。住民の安心安全は担保できない。だから、本当は運転経験だけでは不可能なんです。でも、私は運転経験だけを排除するつもりはありません。後藤市長は、プラント業者を排除する。これは何か。運転業者だけで、日本全国でこれを限定して入札してるのは、1件もありません。プラント業者を入れて入札するのは、100%です。ここがかみ合わないんです。それと言いますけど、このプラントの運転業務は、20年間で80億です。そのうち20億が、修理ということで、加来局長からも竹本さんからも聞いております。今の状態では、20年で100億かかるんです。40億高くなるんですよ。これを、市民が理解しますか。そういう状況まで、今なっておるんですよ。60億が100億ですよ。まだ、人件費が上がるから1.1%上げてくれと。1.1%は簡単に見えるんですけど。人件費の10%、竹本局長は、あげてくださいってはっきり言うんよ。どんどん120億に膨れるんですよ。これを容認するわけいかんじゃないですか。この負担は、市民が全部負担するんですよ。本当の市民のためには、思ってるんですかね。
後藤副管理者	はい。私から、いいですか。
安東議長	はい。後藤副管理者。
後藤副管理者	今、正管理者の答弁聞いておりましたけれども、まるで私が悪いかのような答弁でありましたけれども。

河野議員　議事進行。

安東議長　はい。河野徳久議員。

河野議員　河野徳久です。後藤市長、大変申し訳ありません。やはり管理者、正管理者副管理者 2 人っていうのは、この議会で言うべきじゃなくて。3 人で話して、まとめた意見にしていただけません。

安東議長　吉田議員。

吉田議員　はい。えっとね、今の答弁を聞いてね。尚更思いました、管理者。地元のことを思ってる後藤市長と。金額重視っていうか、それは 1 円でも安く抑える。これは、普通、当たり前の話ですよ。それを 3 市の市長が話し合った上で出す結論が、この広域じゃないんですか。あのですね。話をねしてくださいって、この前一般質問でも言いました。片一方だけが、思いがあって強い意志で、ずっと話し続けると、それは議論にならないですよ。その中で言ってる地元の人達はどこにいるんですか。毎回傍聴に来てるのは地元の人たちですよ。それは心配だからですよ。この前の検査も、永松議長と辛島議員が行った。心配だからですよ。その心配の中で、もうあれを設計した内海さん。今までもう本当、隠蔽とまで言いませんけど。信用するに値する業者じゃないって宇佐の議員みんな思ってます。だから、今回のこういう自分たちの思いで決議を出させてもらいました。で、後藤副市長、副管理者に聞きます。先ほど、佐々木管理者が答弁した中で、何か間違いがあればよろしくお願いします。

後藤副管理者　はい。

安東議長　後藤副管理者。

後藤副管理者　まず、私からするとです。ね何点かあるんですけれども。まず1つは、プラント業者がどうとか、ありましたけれども。まず2回遅延してるんですよ。2回遅延してたらですね、宇佐市の規則では、指名停止です。そういったところにまず任せることはできないというのがまず1点。地元の方も大変心配をされているということでございます。また、運営費が高くなるということ、さっき管理者言っておりましたけれども。それだったら最初からね、ＤＢＯでやるべきだったんですよ。ＤＢＯを否定したのは誰なんですかということなんですよ。ＤＢＯを最初からやったほうが高くなってないんですよ。それを安くなるからって、ＤＢとＯ切り分けでやって、結果的に高くなってるんですよ。そのあたりを、ちょっと事実誤認してもらっては、非常に困ります。以上です。

吉田議員　はい。

安東議員　吉田議員。

吉田議員　はい。そういうところもですね、3市の市長で議論をしていただきたいわけですよ。今回、今日この機会を逃したら、もう次ないですよ。今月中には。で、この質問したのもそう。地元からのお願いですよ。請願があがった。それも早急に取り扱わない。そっからもう違和感ずっと覚えてます。この広域議会に関して。だから、自分たちとしては、聞いたこと。管理者先ほど言われてましたよね、議員さんに対して臨時議会開いてでも、夜でも夜中でもいいんでやりなさい。そういう、思いがあるんだったらですよ。思いがあるんだったら、暫時休憩してでも協議をしていただいて、これに対する答弁をいただきたいわけですよ。自分たちとしては。じゃないと、もう前に進んでいかないです。自分たちも一般質問した以上、1個ずつ問題を解決しないとその次に行けないわけですよ。今日、これ

で終わりじゃないでしょ。まだ、あとありますよ。でも、そこまではいけません。求めたことに対して、今から協議をしていただけませんかっていう質問なんですけど、それはいかがでしょうか。

佐々木管理者　はい。

安東議長　管理者　佐々木敏夫君。

佐々木管理者　協議を今からさせて、議長、いただきたいと思います。管理者、副管理者お願いします。

安東議長　しばらく休憩したします。

休憩　午後　９時００分
再開　午後１０時３１分

安東議長　休憩前に引き続き、会議を行います。管理者　佐々木敏夫君。

佐々木管理者　ただいま、正副管理者 3 人で協議した結果を報告させていただきます。昨今より課題でありました、ごみ焼却施設の運転業務委託の選定方法につきまして、公平性を期すため第三者機関にゆだねることで合意いたしました。詳細につきましては、今後詰めていくこととといたしますが、ゆだねる内容といたしましては、入札方式、選定条件等、入札に関わる一連についてお願いする予定で考えております。その第三者機関との所要の調整が整い次第、適切な時期に正管理者の交代を考えて参ります。

吉田議員　はい。

安東議長　吉田議員。

吉　田　議　員　はい。佐々木管理者ありがとうございます。協議を重ねるとですね、こうやって答えが出ると思いますんで、まず、今、第一歩目を踏み出したところだと思ってます。県に委ねるにしても、3市合意のもと、皆さんと話し合いをした上で、結果を出していただきたいと思うんですけど、それはお約束していただけますか。

佐々木管理者　そういう方法で、3市の市長でチェックをしていくという協議であります。

吉　田　議　員　はい。

安　東　議　長　吉田議員。

吉　田　議　員　はい。ありがとうございます。えっとですね。先ほども言ったみたいに、やっぱり、こんな夜遅くまで傍聴されて、地元の人を主眼に置いて、今後も事業をいろいろ展開していって欲しいと思います。よろしくお願いします。以上で終わります。

安　東　議　長　ほかに質疑はありませんか。

川　谷　議　員　はい。

安　東　議　長　川谷光紹君。

川　谷　議　員　はい。1点だけ確認をさせてください。先ほど佐々木正管理者の答弁。報告の中では、第三者機関というふうに言われました。またそれに対しての、吉田議員の県にって言った時には、それで答弁いただいたんですが、第三者機関とか県の機関と思ってよろしいでしょうか。

事務局長	はい。
安東議長	事務局長。
事務局長	お答えいたします。議員のおっしゃる通りでございます。以上です。
川谷議員	はい。
安東議長	他に質疑ありませんか。 （「なし」と答える声あり） 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。日程第2、議第1号から議第4号を一括上程し、議題といたします。日程第3、提案理由及び議案等の内容について説明を求めます。
佐々木管理者	はい。
安東議長	管理者　佐々木敏夫君。
佐々木管理者	皆さんこんばんは。管理者の佐々木でございます。議第1号から議第4号までの、提案理由についてご説明いたします。議第1号は、令和7年度宇佐高田国東広域事務組合会計補正予算。第4号についてでございますが、今回の補正は、規定の、歳入歳出予算の総額からそれぞれ、4億1,424万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ34億1,982万2,000円とするものでございます。また、継続費の補正として、広域ごみ処理施設整備事業の南側及び北側多目的広場整備工事の発注を、令和7年から令和8年度に変更したことに伴い、令和7年度までの予定しておりました継続費の令和8年度までの期間の延長と、令和7年度と令和8年の

年割額を変更しております。国東サテライトセンター施設整備事業につきましては、予定通り令和 7 年度に事業が完成したため、不用額を減額しております。債務負担行為として、ごみ処理施設及び国東サテライトセンターの自家用電気工作物、保安管理業務委託について、令和 7 年度中に契約を締結し、令和 8 年度当初から事業を行う必要があるため、令和 7 年度から令和 10 年度の期間で債務負担の設定をするものでございます。歳入補正につきましては、分担金及び負担金が 3 億 9,225 万 1,000 円の減額。国庫支出金が 6,000 万円の増額。繰入金が 2,200 万円の減額となっています。歳出補正につきましては、総務費が 345 万 8,000 円の減額。衛生費が 4 億 1,078 万 7,000 円の減額となっています。歳出補正の内容としましては、総務費では、委託料についてホームページ保守並びにエレベーター保守点検を実績により、322 万円減額。使用料及び賃借料について、事務所使用料並びにマット等リース料を実績により 33 万 8,000 円減額するものでございます。衛生費では、清掃総務費の負担金補助及び交付金について、西大堀地区が策定したまちづくり計画に基づき実施される本年度事業が未実施のため、2,200 万円減額とごみ処理場費の報酬及び職員手当等について、会計年度任用職員の勤務実績により報酬 70 万円減額。並びに職員手当等 17 万円減額と、需用費の消耗品及び燃料費について、薬品及び灯油の購入を運転管理者に含めたため、消耗品費を 1,600 万円減額。並びに燃料費を 150 万円減額。役務費について、保険料を実績により 97 万円減額と委託料について、ごみ処理施設運転業務、エレベーター保守点検、焼却飛灰。焼却灰、消防設備保守点検環境分析測定並びに小型家電等処理を実績により、1 億 1,120 万 6,000 円の減額。中継施設費の委託料について、国東サテライトセンター運転運搬業務委託並びに消防設備保守点検を実績により、1,472 万 8,000 円減額とごみ処理場施設整備費の委託料について、設計、施工管理業務委託を実績により、151 万 3,000 円減額と。工事請負費について、ごみ処理施設南側及び北側多目的広場整備工

事が本年度中の発注ができなかったため、2億4,200万円減額とするものでございます。歳入について、国庫支出金が最終的に調整により6,000万円の増額となったことによるものです。また、地域振興整備基金からの繰入金を活用し、西大堀地区が策定したまちづくり計画に基づき、交付するまちづくり交付金についてですが、西大堀地区が進めています公民館整備事業費等が今年度は未実施であったため、交付金の減額とあわせて、歳入の繰入金を2,200万円減額するものでございます。以上の補正に伴い、歳入の各構成費の負担金を3億9,225万1,000円減額補正するものでございます。

議第2号は、令和8年度宇佐高田国東広域事務組合会計予算についてであります。予算総額は12億8,800万円で、前年度と比較して、29億3,000万円の減額となっております。歳入につきましては、市負担金、11億5,220万8,000円。施設の使用料9,700万円。県費支出金500万円。繰入金2,350万円。鉄及びアルミ売り払い金等として諸収入1,000万5,000円が主なものとなっております。歳出につきましては、会議費178万3,000円。総務費5,762万7,000円。衛生費12億2,599万4,000円。予備費259万6,000円となっております。総務費のうち、主なものは、負担金補助及び交付金で、構成市から派遣職員の人件費として、令和8年度は派遣職員4名分の人件費を4,500万円計上しております。衛生費につきましては、1目清掃総務費の主なものは、負担金、補助及び交付金で、地域活性化交付金はごみ処理施設建設地の周辺15地区にまちづくり交付金は、西大堀地区が策定したまちづくり計画に基づき交付するものでございます。2目ごみ処理場費は、宇佐市のごみ処理施設運営に必要な経費を計上しております。需用費として、消耗品の薬剤、燃料費及び光熱水費を1億8,016万6,000円計上しております。委託料として、施設の運転業務、焼却灰等の再資源化業務、各種保守点検業務及びリサイクルに係る業務等を5億7,413万3,000円計上しております。3目中継施設費は、国東市の中継施設運営に必要な経費計上しております。需用費に、主として

消耗品の薬剤、燃料費及び光熱水費等を、1,804 万 6,000 円計上しております。委託料として、施設の運転業務、各種保守点検、業務等を 1 億 2,226 万 3,000 円計上しております。4 目ごみ処理場施設整備費は、施設の整備に必要な経費を計上しております。委託料のアドバイザリー業務の委託は、全国都市清掃会議に委託する運転選定業務等に関するアドバイザリー業務となっております。工事請負費は、南側多目的広場整備工事、北側多目的広場整備工事として、2 億 4,200 万円計上しております。議第 3 号は、宇佐高田国東広域事務組合一般廃棄物処理施設条例の一部改正についてでございます。これは、本組合の施設条例で規定している処理料については、暫定措置として令和 8 年 3 月 31 日までで、構成市の条例等で定めていた額を引用しています。そのため、本組合においては新たに使用料を定める必要が生じたため、所要の改正を行うものであります。議第 4 号は、宇佐高田国東広域事務組合監査委員の選任についてでございますが、宇佐市から選出されております佐藤博美委員の任期が満了のため、同氏を再選任したいので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。以上、審議のほどよろしくお願いします。先ほど、議第 1 号の説明で国庫支出金の増額を 6,000 万円と申し上げましたが、正しくは 6,000 円であります。訂正をさせていただきます。よろしくお願いします。

安東議長　以上で、提案理由並びに議案等の内容についての説明は終わりました。日程第 4、これより一般質問を議題といたします。お手元に配付しております一般質問予定表の順序により、質問を許可します。最初に、3 番川谷光紹君。

川谷議員　はい。議席番号 3 番、川谷光紹でございます。一般質問の内容についてですが、今回議会が延長されましたので、整合性に欠ける部分あるんですが、事前の通告に従って質問をいたします。1 項目め、

定例会の開催についての1点目、2月に行うべき広域事務組合議会定例会が開催されなかったことで、宇佐市、豊後高田市、国東市の各市議会3月定例会では、未確定の宇佐高田国東広域事務組合負担金を含んだ令和8年度予算を審議している。広域事務組合議会で議決されていない令和8年度予算を各種の議会で審査せざるをえない状況は、各種の議会、ひいては広域事務組合議会を軽視していると受け取る議員もいる。定例会が2月に開催することができなかったことについて説明を求める。2点目、佐々木管理者は、昭和62年に大分県議会に初当選し、県議会の議長を務めるなど、約30年にわたり議員活動された議会の重要性を十分に理解されていると思うが、議会軽視ともとられない事態に陥った責任を正管理者としてどのように感じているのか伺う。2項目め、契約不適合責任期間についての説明を求める。3点目、指導料についての1点目。内海プラントから指導料請求されていると聞くが、その額と根拠について伺う。2点目、指導料の発生する期間について伺う。4項目め、西大堀クリーンセンターについての要望書が1月28日に提出された。要望書に対し、佐々木正管理者の見解を伺う。5項目め、ごみを持ち込んだ時の施設利用料が各市で異なっている。今後の方針について伺います。明瞭簡潔な答弁を求めます。以上です。

安東議長　はい。川谷光紹君の一般質問に対する執行部の答弁を求めます。管理者　佐々木敏夫君。

佐々木管理者　3番、川谷議員の一般質問にお答えします。1項目め。定例会の開催についての2点目、議会軽視ともとられかねない事態に陥った責任を正管理者としてどのように感じているのかについてですが、広域の条例では、定例会の回数を年2回と定めていますが、開催時期については明確にはしておりません。しかし、今回定例会が遅れた事実については真摯に受けとめ、今後はこのようなことがないよう事務局に指導していく所存でございます。4項目め。要望

書に対し、佐々木正管理者の見解をについてでありますが、西大堀地区自治委員から提出された要望書につきましては、安心、安全を第 1 に考えて、今後も住民の皆様に理解をいただけるように努めて参ります。以上です。

事務局長　はい。

安東議長　事務局長。

事務局長　事務局長の重見でございます。3 番、川谷議員の一般質問にお答えします。1 項目め、定例会の開催についての 1 点目、定例会が 2 月に開催することができなかったことについてですが、議員ご指摘の通り、構成市の 3 月定例会における令和 8 年度当初予算審議にご迷惑をおかけしましたことを、まずは深くお詫び申し上げます。広域事務組合の令和 8 年度予算の概算につきましては、昨年度のうちに構成市にはお示しをしております。しかしながら、各市において、予算案の確定時期は 11 月から 1 月とばらつきがあります。そのため、各市の予算編成と当組合の予算決議の時期にずれが生じてしまい、各市の当初予算の段階で金額を確定することが困難となっております。結果として、各構成市には不足分が生じた際には、補正予算にてご対応していただいている状況です。また、2 月中に開催できなかった主な理由といたしましては、正副管理者の公務日程調整が困難であったことが原因でございます。その結果、本組合議会だけではなく、各構成市の議員の方々にもご批判を招く事態となりましたこと、事務局として重く受けとめており、今後このようなことのないように、早期のスケジュール調整の徹底を図り、業務の改善に努めて参ります。2 項目め、契約不適合責任期間について説明を求めるについてですが、一般的な建設工事の場合、受注者は工事上の契約不適合責任のみを負いますが、今回のプラント工事のような、性能発注による建設工事の場合について

は、工事上の契約不適合責任に加え、設計上の契約不適合責任を負うことを義務づけております。つまり、本工事の受注者である内海坪井トクオ特定建設工事共同企業体は、発注仕様書に基づく性能仕様を発揮できる設計責任も負っており、発注仕様書等に規定する性能仕様に合格しなかった場合は、設計上の契約不適合があったと見なされ、修補する責任が生じます。また、検査合格後、廃棄物処理施設の引き渡しを受けた後であっても、発注仕様書等の記載の性能について、疑義が生じた場合には、改めて性能確認のため、工事請負者の負担において確認試験を行い、その結果、所定の性能を満たしていなかった場合には、工事請負者は速やかに改善をすることを取り決めております。よって、引き渡し後の期間を契約不適合期間と位置付け、一般的な工事より長い 3 年。一部の対象物については、5 年間と設定しております。3 項目目、指導料についての 1 点目、内海プラントから指導料を請求されていると聞くが、その額と根拠についてと 2 点目、指導料の発生する期間については関連がありますので、一括してお答えいたします。議員のご質問である指導料とは、本組合と内海プラント株式会社とで、宇佐高田国東広域事務組合クリーンセンター運転指導業務委託を昨年 11 月 28 日に契約し、現在も履行期間中であるこの運転指導業務のことを指し示すものと思われます。本来、この契約を行った経緯につきましては、運転業務を円滑に実施することを主として、プラントメーカーである内海プラント株式会社と運転業者である東伸エンジニアリング株式会社との協力のもと、昨年 9 月から試運転を行っています。この体制を 12 月の供用開始からも継続して運転業務を行えるよう調整をしていく過程において、運転熟練状況を確認した際、目標水準に達していないことが判明したため、運転指導の延長が必要と判断し、内海プラント株式会社に運転指導者を平日は 1 名常駐。休日夜間の時間外については、緊急の際には、電話対応及び現場急行ができる体制で、4 ヶ月間とした運転指導の延長をお願いし、その見積もり依頼を行いました。なお、その見積

もりを根拠に積算を行い、内海プラント株式会社と特命随意契約を締結しました。その業務料は、2,678万5,000円となっております。履行期間につきましては、令和7年11月29日から令和8年3月31日までとしています。5項目め、ごみを持ち込んだ時の施設利用料が各市で異なっている。今後の方針は。についてですが、ごみ処理施設使用料が構成市で異なっている現状につきましては、各市におけるごみ処理の経緯や各種の条例の規定が異なることに起因しております。しかしながら、利用者の公平性を確保する観点から、料金の統一は重要な課題であると認識しており、これまでも構成市の担当課での協議は再三行っております。なお、今後の方針といたしましては、正副管理者・副市長会議や構成市の担当課と協議を進め、負担の均衡と市民の公平な利用に繋がるように調整に向け、検討を続けて参りたいと考えております。以上で、答弁を終わります。

安東議長　以上で、川谷議員の一般質問に対する執行部の答弁は終わりましたが、再質問があれば、これを許可します。

川谷議員　はい。議長。

安東議長　川谷光紹君。

川谷議員　はい。もうできるだけ端的に要点のみを質問、再質問したいと思います。まず1点目なんですけれども、今回広域議会が遅れたことによって、各市町村の当初予算の中でかなり大きな差額が宇佐市で生まれました。宇佐市では、令和8年度に負担金を3億60万6,000円で計上していたんですが、実際に、今回今から審議される広域の予算の中では6億132万7,000円が計上されています。その差額の3億円のうち2億円は公園の整備費ということが、事前の勉強会で説明を受けましたが、やはり1億円を真水で出してい

	くっていうのは、今の宇佐市においては非常に厳しい状況で、今回、後藤副管理者がですね、宇佐市において、かなり多くの事業を縮小して捻出した予算です。そういった中でまた 1 億の市の単費がかかってくるので、やはり事前に、十分な協議を今後とも行っていただきたいと思うんですが。まぁ、時期があると思うんですけれど、その時期が変更になった際には、金額が変更になった際に早急にですね、事務局同士でやりとりをしていただきたいと思いますが、そこについての見解をお願いいたします。
事務局長	はい。
安東議長	事務局長。
事務局長	川谷議員の再質問にお答えいたします。先ほどの答弁にもありましたように、概算額につきましては、昨年のうちに各構成市にはお示しをしておりますが、この令和 8 年度の予算概算の額につきましては、過去の実績がないため、完成後の経常経費の見込みと、業者からの試算による算出をもとに計算をしたもので、総事業費約 6 億円程度の見込み額でありましたが、令和 8 年度の予算編成をするに当たり、業者からの見積もり額は、用役単価、人件費の上昇、あと計画外の備品購入、先ほど議員のおっしゃられた南北多目的広場の整備工事などを予算計上したところで、総額が約倍となってしまい負担の増となっております。特に予算確定時期の早い宇佐市には、ご迷惑をおかけしたと考えております。以上です。
川谷議員	はい。
安東議長	川谷光紹君。
川谷議員	はい。今回のことを生かして来年度以降は、十分な協議を行って

いただきたいというふうに思います。お願いいたします。続いて2項目めの契約不適合責任期間についてですが、今回性能発注をされたということなんですが、まず性能発注の内容についてお伺いいたします。

事務局長　はい。

安東議長　事務局長。

事務局長　お答えいたします。今回の性能発注の内容につきましては、発注仕様書で性能保証事項や公害防止基準など6項目を設定しております。その中の性能保証事項については、ごみ処理能力や焼却条件など、さらに細かく分けております。ごみ処理能力内ではですね、施設の日に96トン処理能力が記載されておりましたり、焼却条件の中にはですね、焼却炉の温度が850度以上など、いろいろな仕様に定めて性能発注をしております。以上です。

川谷議員　はい。

安東議長　川谷光紹君。

川谷議員　はい。もうちょっと今日は時間が遅くなりましたので、もう詳しい内容までありませんが、1点だけお伺いさせてください。こういったプラントを造る時には、余裕率っていうのを見ているかと思うんですけれど。今回96トンの性能発注に対して、余裕率はどの程度見てたのか教えてください。

事務局長　はい。

安東議長　事務局長。

事務局長　お答えいたします。余裕率につきましては、20％となっております。

川谷議員　議長。

安東議長　川谷光紹君。

川谷議員　すいません。96トンの性能発注に対して、20％の余裕を持って96トンということでいいんでしょうか。

事務局長　はい。

安東議長　事務局長。

事務局長　すいません。失礼いたしました。96トンは96トン。機器類の余裕率が20％です。申し訳ございません。以上です。

川谷議員　はい。

安東議長　川谷光紹君。

川谷議員　ちょっと先ほど議員さん方で話してる時に、余裕率がどの程度。実際には、96トンがマックスではなくて、もっと余裕を持っている施設としては、余裕を持たせないと常に全開で96トン燃やすわけにいかないんじゃないのかという話だったんですけれど。その余裕率をある程度持っているんじゃないのかっていう話を議員間でしてたんですが。その余裕率について、伺っていいでしょうか。要は、マックスで何トンまで燃やせるのか。

事務局長　はい。

安東議長　事務局長。

事務局長　お答えいたします。国の方に申請しているのは、96ｔで申請しております。以上です。

川谷議員　はい。

安東議長　川谷光紹君。

川谷議員　96トンの施設ができたと思ってるんですが、100％全開で燃やして96トンではなくて、さらに、それに対して余裕を持って96トンになってるかと思うんですけれど、施設としては。そういった余裕率ってのは、どのメーカーも持ってると思う。見てると思うんですが、なんかこれプラントメーカーによって5％だったり10％だったりするみたいなんですけれど。内海さんは、どの程度の余裕率を見てたのか教えてもらえますか。

（間をおいて）

いいですか。

安東議長　はい。川谷光紹君。

川谷議員　もう、今日ちょっと時間が遅いので、また詳しい内容をまた後日、次回の議会の時でも一般質問でお伺いしたいと思いますので、調査の方よろしくお願いいたします。最後に、ごみの今使用料についてなんですが、ごみを持ち込んだ時の使用料が、各市異なっているかと思います。現在、そのごみの使用料として払われた収入としては、どのように構成市に分けているのかお伺いいたします。

事務局長	はい。
安東議長	事務局長。
事務局長	お答えいたします。議員ご指摘の通り、現在、施設使用料が各市で異なっております。当施設には、各市から持ち込まれたごみの総重量と合計金額が、宇佐市、豊後高田市、国東市それぞれでわかるようにシステム管理をしております。単純にですね、その収入額をそれぞれの構成市の負担金で、差し引きすれば、公平性が保たれるとは思いますが、現時点では、各市の負担金算出についてはですね。当組合の総事業費から、その収入使用料など引いた金額で、残額を人口割で算出をしております。また、8年度予算につきましても、7年度と同様の算出の方法を行っております。議員ご指摘の通り、公平な負担金とは言えないので、事務局といたしましては、いろいろと検討しておりますが、本年度12月から3月までの使用料につきましては、出納閉鎖の時期、4月、5月確定をしますので、令和7年度の使用料の決算額を、令和7年度の負担金で調整するのは、もう予算の都合上ちょっと難しい状況です。よって、使用料の負担金調整については、翌年の予算。令和7年度の収入は、令和8年度の負担金で調整することが望ましいと考えておりますので、その方向で協議を行っております。最終的には、公平なるルールを定め、正副管理者の確認の上、議会へ丁寧な説明をさせていただきたいと考えております。以上です。
川谷議員	はい。
安東議長	川谷光紹君。
川谷議員	ということは、最終的にというか1年遅れで、それぞれの市民の皆さん方が払った使用料は、各市に戻されるっていうことで理

解してよろしいですか。

事務局長　はい。

安東議長　事務局長。

事務局長　お答えいたします。その通りです。以上です。

川谷議員　はい。

安東議長　川谷光紹君。

川谷議員　はい。そうなった時に、令和8年度は令和7年度分の予算を、各市の使用料をお返しする方向性でということで、認識していいですか。

事務局長　はい。

安東議長　川谷光紹君。

事務局長　はい。今その方向で、検討しております。もう、そういう方向で調整するようにいたします。以上です。

川谷議員　はい。

安東議長　川谷光紹君。

川谷議員　はい。令和8年度の宇佐高田国東広域事務組合会計予算書によると、使用料及び手数料が令和8年度では9,700万円が予定をされているんですが、この9,700万円と、また前年度予算額の3,400

万円。今、令和7年度分の補正予算の3,400万円分が、今現在では歳出には上がってないけれど、いずれ補正予算等で、この歳出の欄に、各市町村への返還額がわかるということでよろしいですか。

事務局長　はい。

安東議長　事務局長。

事務局長　お答えいたします。先ほど言いましたが、調整をしていきますんで、ちょっとそこには載らない可能性があります。以上です。

川谷議員　はい。

安東議長　川谷光紹君。

川谷議員　これ、調整をしないと。このまま、今のままのやり方でいくと、宇佐市民と国東市民の方が払った使用料が、かかった経費の総額から引かれて、その残った額が3市で分担金で行ってるので、豊後高田市の市民の皆さん方が出した持ち込み持ち込んだごみですね。持ち込んだごみに対して、宇佐市の市民と国東の市民が負担することになると思うんですけれど、この見解は間違えてますか。

事務局長　はい。

安東議長　事務局長。

事務局長　お答えいたします。その見解は間違いではないとは思うんですけど、1度収入に入れますので。そのあとの調整となりますので、すいません。はっきりとした答弁ができなくて申し訳ないんですけど、見解は間違ってないとは思います。以上です。

川谷議員　はい。

安東議長　川谷光紹君。

川谷議員　佐々木正管理者は、いつも常に市民目線で、市民のためにということで、予算に対しても厳しくいい姿勢であると自分は認識しているので、やはり今段階でですよ。今段階では、宇佐高田国東広域事務組合の正管理者ですので、やはりこの3市の宇佐市、豊後高田市民、国東市民、この3市の市民のことを思った、やはり予算だったり、議案だったり、条例だったりっていうのを作っていただきたいというふうに思っているところです。やはり、そうでなければ、やはり宇佐市として、これは飲むわけにはいかないだろうなというふうに自分は思っています。今段階ではですね。ちょっともう、本来はもう少しやりたかったんですけれど、もう時間が時間ですので、もうこの程度で終わりたいと思います。ありがとうございました。

安東議長　次に5番。辛島光司君。

辛島議員　皆さん、こんばんは。5番ですね。5番、辛島光司でございます。1項目4点について質問をいたします。1項目、令和8年4月からの施設運転業務について、今議会に4月からの運転業務等で5億7,413万3,000円が計上されている。1点目、正副管理者会議において、どのような協議が行われたのか。2点目、どこに委託し、どのような体制で運転するのか。3点目、地元周辺の住民と広域議会に理解が得られることを前提とした協議を行ったのか。4点目、ごみ袋の料金はどうなるのか。各種の処理費の負担額との兼ね合いは。以上、1項目4点についてお聞きします。

安東議長	辛島光司君の一般質問に対する執行部の答弁を求めます。
事務局長	はい。
安東議長	事務局長。
事務局長	5番、辛島議員の一般質問にお答えいたします。1項目め、令和8年4月からの施設運転業務についての1点目。正副管理者会議において、どのような協議が行われたのかについてですが、令和8年2月18日に開催した正副管理者副市長会議で協議をしました。内容につきましては、引き渡しを受けた後の運転管理における故障時の責任の所在についての議論や、操業に関して必要とされる技術者の担保の課題。今後の入札要件に沿った業者決定の必要性等を協議しましたが、最終的には4月からの稼動を止めない。継続していかねばならない。そのために、入札方式を早急に決定し、一刻も早く正式な業者を決定することを念頭に、その間、引き続き暫定運転を行っていくよう協議しました。2点目、どこに委託し、どのような体制を運転するのかについてですが、いまだ運転業務の選定ができず、入札が実施されておりません。供用開始した12月から今日までの運転体制であります暫定運転を、さらに4月からも継続して業務を執行していただく予定としております。3項目目。あ、失礼しました。3点目、地元周辺の住民と広域議会に理解をえられていることを前提とした協議を行ったのかについてですが。西大堀地区区長より要望書の提出がなされた件につきましては、クリーンセンターの施設管理運転業務に関する今後の入札方式についての内容であります。今後の運転業務委託業者の選定において、立地地域と本組合が取り交わしております公害防止協定を基本として、協議を進めていくことが重要ではないかと認識しております。4月からの稼働についても継続して、安心安全を担保できるよう、業者の連携を密にして参りたいと考えております。広

域議会につきましては、定例会や議会勉強会にて誠心誠意ご説明を尽くしていくことでご理解をいただけるよう努めて参ります。4点目、ごみ袋の料金はどうなるのか、各市の処理費の負担額との兼ね合いはについてですが、ごみ袋の料金につきましては、それぞれの構成市の条例で定められ、それぞれの構成市で徴収しています。よって、その財源の人については、構成市ごとに設定するものでございます。ご質問の意図は、今後ごみ袋の料金が統一されるのかという趣旨を含んでいるかと思われますが、それについては、構成市で決めていただく事案になります。負担額との兼ね合いについても、ごみ袋の料金を広域負担金に充当するかどうかは、構成市の判断となります。以上で答弁を終わります。

安東議長　以上で、辛島議員の一般質問に対する執行部の答弁は終わりましたが、再質問があれば、これを許可します。

辛島議員　はい。

安東議長　辛島光司君。

辛島議員　はい。1点目についてはわかりました。2点目についてです。具体的に4月から、どのような体制になるのか。今、お知らせできる範囲でお答えいただければと思います。

安東議長　はい。事務局長。

事務局長　辛島議員の再質問にお答えいたします。具体的な体制につきましては、12月から暫定運転をしている東伸エンジニアリング株式会社に、運転業務として特命随意契約を締結し、今まで運転指導業務を行っておりました内海プラント株式会社は、運転指導については当初の目的を達成したことにより、業務内容を見直す形で、業

務支援といった形での契約を取り交わす予定です。以上です。

辛島議員　はい。

安東議長　辛島光司君。

辛島議員　はい。わかりました。各議員も様々な心配をしてますし、何が起こるかわからないというところもあります。運転と業務支援といった形でっていうことですので、また、とりあえずいろんなことがあったら、報告は直ちにお願いしたいと思います。そしてしっかりと、4月からも暫定運転でしょうけども、やってもらうように管理監督をよろしくお願いしたいと思います。3点目です。3点目の回答の中でも、公害防止防止協定等を踏まえてということありますけど、12月議会でも私言いましたけど、あれはもう最低限、組合として、最低限守らなきゃいけない約束事だと思ってます。それは地元が求めるとか求めてないとか、安心安全の最低限のラインです。それは、もう当初からそれはしっかりやるっていうのが大前提の話ですので、地元があいう要望してきたのは、請願書にあるように、運転経験がしっかり、同じような同規模、同機能の運転経験のあるところっていうのが、安心安全に繋がる要望でございますので、公害防止協定を守ればいいとか、それを守ってくれっていうのはそれも最低限の話ですので、そこはしっかり把握、勘違いしないでいただきたいと思います。それで、3点目4月からもう内海プラント株式会社が業務に携わるというその内容を、詳しく教えてください。

安東議長　はい。事務局長。

事務局長　お答えいたします。内海プラント株式会社は、運転指導業務は3月で終了となりますが、事務局としてはプラントメーカーとして

の責務があるとは考えております。3ヶ月に1度の焼却炉の立ち上げ立ち下げ作業は、内海と東伸が共同で行う作業であります。その他、内海プラントメーカーは、遠隔にてデータを集約し、月に1度程度はそのデータをもとに、東伸エンジニアリングと協議の必要性を考えております。内海の常駐の必要性はありませんが、緊急対応なども考慮して、1名から2名体制で年間20回程度の出張対応での支援業務契約を事務局としては考えております。以上です。

辛島議員　はい。

安東議長　辛島光司君。

辛島議員　はい。こういった内容は、私もあまり詳しくないもので、製造者責任だとか、造ったとこ。瑕疵担保期間とかありますけども。造ったものの責任として、そういうことをやるっていうふうな、一般的にはそういうふうなことにはなってないんですか、そもそもが。改めてこういった業務でお金を払ってやらなきゃいけないっていうことなんですか。

（少し間があって）

議長。

安東議長　辛島光司君。

辛島議員　結構です。はい。そこの違いがよくわからないもので。はい。それは、もう要望で結構です。改めて、お聞かせいただければと思います。それでは、4点目。例えばの話で、ごみ袋統一して、組合で作成し、統一するということ。こういうのも、ごみ袋が安くできたりするのかなと素人考えで思うんですけども、そういった考えはないのかお聞きします。

事務局長　はい。

安東議長　事務局長。

事務局長　お答えいたします。ごみ袋に関しましては、先ほどの答弁にもありましたように、各構成市の業務であることから、本組合では作成をして統一するということは、現在のところ考えておりません。以上です。

安東議長　はい。辛島光司君。

辛島議員　はい。以上で、私の一般質問終わります。

安東議長　以上で全ての答弁は終わりましたので、これにて一般質問を終結いたします。日程第5、これより議案審議に入ります。議第1号、令和7年度宇佐高田国東広域事務組合会計補正予算第4号についてを議題といたします。これより質疑に入ります。ただいまのところ、発言通告書の提出はございませんが、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより議第1号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案の通り、決することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、議第1号は原案の通り可決されました。次に、議第2号、令和8年度宇佐高田国東広域事務組合会計当初予算についてを議題といたします。これより質疑に入

ります。ただいまのところ、発言通告書の提出はございませんが、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます討論を終結いたします。これより議第２号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案の通り決することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議第２号は原案の通り可決されました。次に、議第３号、宇佐高田国東広域事務組合一般廃棄物処理施設条例の一部改正についてを議題といたします。これより質疑に入ります。ただいまのところ発言通告書の提出はございませんが、質疑はありませんか。

多田羅議員　はい。議長。

安東議長　多田羅君。

多田羅議員　4番、多田羅です。先ほど川谷議員からの一般質問でもありましたが、使用料、加算金ともにですね、条例が異なることということの説明がございましたが、やっぱり支払う市民からしてみれば、使用料とか、加算金。これが各市で異なるというのは、かなり不満が出ると思いますが、その辺に対して事務局の答弁を求めます。

事務局長　はい。

安東議長　事務局長。

事 務 局 長　お答えいたします。多田羅議員ご指摘の通り、事務局としては、統一することを目指しております。以上です。

多田羅議員　はい。

安 東 議 長　多田羅君。

多田羅議員　はい。早期の統一を願うところでございますが、この条例の方に書かれてます、豊後高田市さんの一般家庭から生じた家庭廃棄物はですね、当分の間っていう文言が入っております。当分の間、100キロまでは無料ということになっておりますが、この当分の間っていうのは、いつまでのことを示しているのか、伺います。

佐々木管理者　はい。

安 東 議 長　管理者　佐々木敏夫君。

佐々木管理者　正副管理者の中で、その問題を議論されまして、宇佐市の後藤市長から提案がありまして、国東市さんは、1年以内に段階的に単価を宇佐市さんと合わせるという方向で、結論が出ておるようであります。そういう意味で、この合併する時に高田の市民に、現状の単価でいくという方向で過去の了解をいただいておりますので、国東市さんが 1 年以内にそういう方向で調整をされるということで、後藤市長も納得しておりますし、そういう意味では、高田だけは何もしないというわけいけませんので、1年以内に住民の理解のできるような方向で、国東市さんと同じ歩調を合わせていこうと思っております。

多田羅議員　はい。

安 東 議 長　多田羅君。

多田羅議員　1年以内にっていうことなんですけども。まず、この条例のところの当分の間の文言の訂正をまずしていただきたいのと、その1年間の間、不公平感がある市民の方々への説明は大変厳しいかとは思うんで、そういったところに対して考えがあれば。もう、最後です。お願いします。

佐々木管理者　はい。

安 東 議 長　管理者　佐々木敏夫君。

佐々木管理者　その点も、高田の市民に状況の説明をして、できるだけ国東さんと歩調が合うように努力をして参りたいと思っております。よろしくお願いします。

安 東 議 長　ほかに質疑はありませんか。

吉 田 議 員　はい。

安 東 議 長　吉田君。

吉 田 議 員　はい。1年以内でという管理者の言葉だったんですけど。あのですね、先ほど多田羅議員も言われました、ごみを持ち込んで窓口でお金を払う人、払わない人、これは絶対不満が出ます。絶対出ます。ここを早急にっていうかですね、一律にそろえていただきたいという思いなんですけど、そこら辺はいかがでしょうか。

佐々木管理者　はい。

安東議長　管理者　佐々木敏夫君。

佐々木管理者　市町村合併する時に、前市長の永松市長が、住民にごみの問題どうなりますかっちゅう時に、今の価格でいきますということで納得させておりますんで、これを、ある程度覆すのに、共同のプラントができたという現状を見つめていただいて、国東市さんが、1年以内にということでありますので、おんなじ共同歩調で市民に理解が取れるように、対応して参りたいと思っております。

吉田議員　はい。

安東議長　吉田泰秀君。

吉田議員　はい。えっとですね。自分が言いたいのはそこだけです。払う人と払わん人がおる。これはもう不公平です。例えば、例えばですね、高田市さんは、もうそうやってきたと。市民とも約束したと。でも、窓口でお金払って、例えば、その領収書があったらそれを高田市さんで換金するとか、やり方はいろいろあると思うんですよ。施設を利用される市民の皆様が、結局不満が出ないような方策を練って欲しいんですけど、そこら辺は、いかがでしょうか。

佐々木管理者　はい。

安東議長　管理者　佐々木敏夫君。

佐々木管理者　議員さんからお話がありました、当分の間という内容は取り消して、1年以内にという方向で理解をさせていただきたいと思います。

吉田議員　はい。

安 東 議 長　他に質疑は、ございませんか。

辛 島 議 員　はい。

安 東 議 長　辛島光司君。

辛 島 議 員　はい。先ほど議案質疑で多田議員が修正を求めたですね。ていうか、この文書配布された議案の文書は当面の間ってなってるので、まずその点を修正するのかしないのかも含めて、改めて、改めてとか。この文章がそうなってるので、そこら辺を整理していただいて、諮っていただかないと。と思いますけども。いかがでしょうか。

佐々木管理者　はい。

安 東 議 長　管理者　佐々木敏夫君。

佐々木管理者　その文言は、正副管理者の段階で、私の発言がそのまま、文書になったと思いますが、その後 3 市の市長と話した中で、やっぱし当分の間じゃなくして、1 年以内に国東市さんとおんなじ歩調で合わせないとおかしいよねということでありまして、先ほど申した通り、その文書は訂正をさしていただきたいと思います。

辛 島 議 員　はい。

安 東 議 長　辛島光司君。

辛 島 議 員　そしたら、上程した時がこの文章で上程しているので、訂正したものを上程しないとおかしいと思うんですけどね。だから、その辺

の見解、議事進行で言いたかったんですけど、ちょっと確認をしてください。暫時休憩を求めます。

安東議長　しばらく休憩します。

休憩　午後１１時３９分
再開　午前　０時２０分

安東議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

事務局長　はい。

安東議長　事務局長。

事務局長　事務局長の重見です。先ほどの議事進行につきまして、執行部と議員にて協議をした結果、今後、条文の中身を整理いたします。以上です。

安東議長　他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより議第３号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案の通り決することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、議第３号は原案の通り可決されました。次に、議題４号宇佐高田国東広域事務組合監査委員の選任についてを議題といたします。これより質疑に入ります。ただ

いまのところ発言通告書の提出はございませんが、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めは質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより議第４号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案の通り決することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、議第４号は原案の通り同意されました。お諮りいたします。今期定例会の会議に付議された事件はすべて議了いたしました。よって、会議規則第２条の規定により準用する調査市議会会議規則第七条の規定により、本日をもって、閉会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決しました。以上をもちまして、令和８年３月第１回宇佐高田国東広域事務組合議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労でございました。

午前０時２３分

以上、会議の経過を記録して、事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和８年３月 24 日

議　　長　　安　東　正　洋

署名議員　　吉　田　泰　秀

署名議員　　川　谷　光　紹